

令和3年第3回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和3年3月1日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和3年3月2日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1番 向 田 清 一 君   | 2番 安 竹 正 君         |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君       |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君         |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君        |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 財 満 芳 洋 君   |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 荒 木 勲 君     |
| 総 務 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 民 生 部 長     | 大 畠 英 司 君   |
| 教 育 次 長     | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 総 務 課 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 車 地 孝 幸 君   |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |
| 民 生 課 長     | 宮 本 隆 一 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 藤 原 文 代 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

|       |        |                                                                  |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 「一般質問」                                                           |
| 日程第 2 | 議案第11号 | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」                          |
| 日程第 3 | 議案第12号 | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」                                      |
| 日程第 4 | 議案第13号 | 「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」                                      |
| 日程第 5 | 議案第14号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                                              |
| 日程第 6 | 議案第15号 | 「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する基準等を定める条例の一部改正について」              |
| 日程第 7 | 議案第16号 | 「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する |

条例の一部改正について」

- 日程第8 議案第17号 「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」
- 日程第9 議案第18号 「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」
- 日程第10 議案第19号 「令和3年度坂町一般会計予算」
- 日程第11 議案第20号 「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」
- 日程第12 議案第21号 「令和3年度坂町下水道事業特別会計予算」
- 日程第13 議案第22号 「令和3年度坂町介護保険事業特別会計予算」
- 日程第14 議案第23号 「令和3年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時59分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 改めまして、おはようございます。

今日から定例会2日目に入ります。これから一般質問に入りますが、傍聴席の皆様、ようこそおいでいただきました。ひとつよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から14問の質問事項が通告されています。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には、要点を絞って御発言願います。

また、執行部の皆様におかれましては、議員の再質問の際、明確な答弁と認められない場合は、再答弁をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

4番主枝幸子議員から「新型コロナウイルスによる健診及び予防接種への影響」について質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「新型コロナウイルスによる健診及び予防接種への影響」についてお伺いします。

新型コロナウイルスの集団感染が相次ぐ中、健診や予防接種をどうすればいいのか悩む声が上がっています。

乳幼児に関しては、定期健診や子育て支援活動が中止になり、不安を抱えているケースもあるようです。

特に、新型コロナウイルスの影響で保護者が通院をためらっている可能性があり、子供の予防接種率が低下しており、多くの小児科が危惧しています。

予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などを基に決められているため、接種期間内に受けることが推奨されており、専門家は重大な病気を防ぐために接種を先延ばしにしないよう呼びかけています。

ワクチン接種することにより病気になりにくく、感染しても症状が軽く、周りの人に感染させることが少ない利点があると聞いています。

コロナ禍による現在の住民健診や予防接種の状況について、町当局の対応をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナウイルスによる健診及び予防接種への影響」についてお答えをいたします。

住民健診や特定健診は健康増進法及び高齢者医療確保法に基づき、市町が実施する健診です。乳幼児の健診は母子保健法に基づき、1歳6か月健診及び3歳児健診の実施が法定健診として定められており、そのほか、必要に応じて妊産婦または乳幼児に対しての健康診査を市町が実施をします。

予防接種につきましては、予防接種法に基づき実施される定期接種及び臨時接種や予防接種法に基づかない任意接種があり、定期接種について市町は積極的に勧奨する義務があります。

御質問の、コロナ禍による現在の住民健診や予防接種の状況につきましては、まず集団健診は例年6月と11月に実施をしておりますが、今年度は募集を開始する4月に「広島県感染拡大警戒宣言」が発令されたことから、第1回目の実施を11月に変更し、実施をいたしました。

2回目の健診は11月に募集を行い、1月に実施予定としましたが、全国に緊急事態宣言が発令され、広島県では12月12日から新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策が発令されたため、急遽、3月に日程を変更することとなり、日程変更について個別に電話でお伝えをし、日程変更後の通知を送付をいたしました。

また、乳幼児の健診は、飛沫感染しやすい栄養指導や歯科指導を中止し、内科健診と歯科健診を別日に実施するなど感染予防を徹底し、実施をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策が発令された12月以降は個別健診に切り替え、近隣の小児科医で健診が受けられる体制を整えております。

次に、予防接種につきましては、今年度、見込んでおります接種人数に対し、1月末現在、ほぼ見込みどおりに接種されていることから、本町においては、コロナ禍の中で予防接種のための医療機関への受診を控えられているという危惧されている状況はないと認識をいたしております。

また、今年度、新型コロナウイルス感染予防の町の独自対策として、インフルエンザ予防接種費用の全額補助事業を実施をいたしました。1月末現在、対象者数に対する接種率は高齢者が72%、18歳以下の子供が63%の接種率となっております。

今後も、保健事業等につきましては感染予防を徹底し、継続して取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） コロナ禍において、感染拡大予防にはしっかり取り組まれたとは思いますが、集団健診における感染予防対策は、具体的にどのようにされたのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

集団接種に対しまして、感染予防につきましては、必ず検温、手指消毒、ソーシャルディスタンス、これは当然のことでございます。

受付人数につきましては、通常であれば30分当たり40人の方をお受けしておりましたが、11月のときには25人、また、あさってから開始いたします集団健診3月につきましては、10名ということで健診を行うようにいたしまして、密を避けるというところに十分徹底して健診を実施しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 万全な予防対策はされているとは思いますが、その日の健診が終わった後、感染予防に問題がなかったか検証して、次の日の健診に備えていただいたらよろしいかと思えます。

次に、コロナ禍で集団健診の日程変更して実施されたと答弁がありましたが、日程変更により集団健診を受ける方が減少したとは考えられませんか。具体的に例年と今年度の受診の件数をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

例年、集団健診の年間の受検件数は970人でございます。ただ、今年度につきましては260人減の710人で、約27%の減となっておりますことが実態でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） コロナ禍での集団の健診なので、受診率が低くなるのはちょっと仕方がないかなと思えます。

次に、集団健診は住民の健康を守る大切な健診だと思います。今年度はコロナ禍により集団健診に行つて感染したらとためらう方もいたと思うんですが、集団健診を受けることができなかつた方に町として何か対策はされたのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

やはりコロナ禍において集団というところを控えられる方がいらつしゃつたことは事実でございます。これは特定健診というものを医療機関で個別に受けられるという

ものがございます。こちらのほうを集団健診に来られない方には御紹介させていただいております。

実際に、例年、120名ぐらいこの個別健診を受けられるのですが、今年度は50人増の170人、42%増で個別健診を受けていただくことができております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） コロナ禍で個別健診の推奨は住民の気持ちに寄り添った対策を講じた結果が受診率の向上につながって、重要な対策をされたのかなと思います。

それから、今度、予防接種については、ほぼ例年どおりと答弁がありましたが、坂町の保護者の方はしっかり子供の予防接種を受けさせているということが分かりました。

ただ、コロナ禍でほぼ例年どおりの接種率と聞きましたが、ほぼということは、多少接種を控えている方もいたと思いますが、町として何か対策を講じたのでしょうか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

このコロナ禍ということだけではございませんが、例年行っております保健師等による乳児健診のときに母子手帳を必ずチェックいたします。そこでのお声がけを必ずいたしますし、地域の母子保健推進員さん、この方のお力もかなりあるかと思えます。

さらに、本町で行いましたのが、まず9月に子宮頸がんワクチン、これを公費で受けられますということのお知らせを対象者全員にお送りをいたしました。

次に、保育園年長さんまでで受けられる麻疹、風疹、そして小学校6年生までの二種混合、これはこの時期を過ぎますと全額自己負担となるために、こちらについても、先月2月末に対象者未接種の方に個別の通知をお送りしたところでございます。

さらに、毎年3月の広報で、やはり3月が予防接種週間というのがございます。接種のお忘れはないですかというようなことを広報またはホームページで掲載をいたしております。

本年度、コロナ禍で追加いたしましたことは、臨時インフルエンザの接種を町外で受けられた方、これは医療機関で一旦費用を払われている方なんですけれども、この

方の償還払いがまだ済まれてない方がいらっしゃるかと思いますので、この3月号で、償還払いのお済みではない方はお早めにお手続きをくださいということを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 全国的に子供の接種率が下がっている中で、坂町ではほぼ例年どおりとの答弁を聞く中で、ちょっと耳に残ったことは、保健師と地域の母子保健推進員の活動がうまく連携していることが大きな力になっていると感じて、ありがたく思っています。

それから、町長施政方針にもありましたが、地域密着、住民密着の行政サービスに努めてまいりますとありましたが、地域で活動していただいている方が、行政と住民との大きなパイプになっていると思います。それに地域で活動しやすい環境づくりが大切だと、必要だと思います。町長に答弁。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われたとおりでありまして、私も地域密着、住民密着ということを経済政策の中でも進めていきたいということで、これまでもずっと進めてきております。

特に今の保健の関係につきましては、今、保険健康課長が申しましたように、関係者の皆さんが行政と一体となって、目標を一つにして頑張ってきておられるということで、それなりの成果が出ておるといふふうに認識をしております。この点につきましても、今後とも、しっかりそれをさらに発展をさせていきたいということで考えておりますし、また、今、地域密着、住民密着ということをお願いしたけれども、職員にもできるだけ坂町に住んでいただいて、坂町の行事にもしっかり参加をしていただいで、そして、多くの町民の皆様と顔を知っていただく。そのことが、何かあったときに、気軽に相談ができる、そういうことにもつながってくるんだと思います。原点はそこでございます。これからはいろいろなことがございますけれども、できる限り、可能な限り、職員にも、町外から採用した職員につきましては、町内に住んでいただくようお願いをしながら、そういう形で密着度をさらに深めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「コロナ禍における心のケア対策を」

について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「コロナ禍における心のケア対策を」の件についてお伺いします。

依然猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響により、雇用、暮らし、人間関係などの問題が悪化し、社会全体の自殺リスクが高まっていることが厚生労働省の調査で指摘されております。

また、警察庁のデータによれば、昨年10月の自殺者は約2,200人に上り、前年同月比で男性が約22%、女性は約83%も自殺に追い込まれた人が増えています。

児童生徒の自殺者の増加も深刻で、データが確認できる昨年11月までのものでは、自殺した人が、6月以降、連続して前年を上回っており、4月から11月までで前年度より3割近く増加しています。

具体的な感染症拡大防止対策や経済的な支援も大切ですが、1人で悩んで孤独に陥る前に、つらい気持ちに寄り添う心のケアも、人々の暮らしに非常に重要なものであると考えます。

そこで、コロナ禍における心のケアの対策をどう講じていくのかについて、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「コロナ禍における心のケア対策を」についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスが感染拡大する中、外出や家族以外の方との大人数や長時間に及ぶ飲食の自粛など、これまでコミュニケーションが図られていた場の減少や会話の減少、ストレスや悩みを相談できる場面が少なくなっていることに加え、感染への不安などにより、心の不調を感じる方が多くなっております。

また、感染拡大による収入の減少、仕事や住居を失うなど、生活面においても様々な悩みを抱える方も多くなっております。

このような中、国は新型コロナウイルス流行中の心の健康維持のため、悩みや生活に関する困り事などが気軽に相談できる窓口などを設置しています。

御質問の、コロナ禍における心のケア対策をどう講じていくのかにつきましては、本町の現状は、コロナ禍の心のケアのみ単独で対応するのではなく、豪雨災害後の心

のケアも含め、総合的に対応していくことが必要であると考えております。

本町では、昨年の3月以降、町広報及びホームページ等を活用し、体や心の健康を保つための情報や「広島県こころの悩み相談」を初め、生活に関する悩みの相談窓口の紹介を行い、まずは電話で相談できる情報を皆様へ発信し、周知をしています。

また、役場に御相談があった場合は町保健師が対応し、民生課や坂町地域支え合いセンター等と連携をし、継続した対応を行い、心のケアが必要となる場合は、県保健師と連携し、医療機関を紹介するなど、相談内容に応じて各種関係機関へつなげていきます。

児童生徒につきましては、全国的に、特に学校の長期休業明けにかけて自殺が増加する傾向が報告されています。未然防止を図るため、坂町の学校でも機会を捉え、「命」を大切にするメッセージを伝えたり、児童生徒のよさを認める言葉を積極的にかけたりしています。

また、相談窓口を学校だより等で周知するとともに、校内へ掲示し、児童生徒の思いに寄り添った相談体制整備に努めております。

今後もコロナ禍の心の健康相談のみならず、多様化する相談内容に総合的に対応するため、本町の相談体制を強化し、包括的な支援体制を構築する中で、住民の皆様へ寄り添った地域密着型の支援を継続してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 相談に来られた方への対応についてお伺いします。

まず、町の保健師につながる前に、まずは窓口で相談対応をして、それから保健師さんなりほかの機関なりに結びつける支援をされていることと思いますが、その際の窓口対応が、専門的な相談対応、相談援助が必要になると思います。そこで、窓口でのきめ細やかな対応をしていくための対策というものはどのようなことを行っておられるのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

相談窓口の体制についてですが、福祉事務所においては生活困窮、子供、家庭、独り親、障害、虐待に関する相談等、住民の生活に直接関係する相談を日々受けております。

相談を受けるためには、職員一人一人が福祉全般の知識を広く有することが大切だというふうに考えております。それで、職員については、国や県の実施する研修会のほうには積極的に参加してもらって、今年はコロナでウェブ会議になったりしたんですが、この中でも積極的に会議に参加していただいております。それで、研修内容を事務所のほうに持ち帰って、それについてはフィードバックして、職員一人一人が同じ内容を学べるように体制を取っております。

また、相談業務については、職員に大きなストレスがかかることから、職員が1人で相談内容を抱え込むということではなくて、みんなで相談内容を共有するなどして、職員同士の支援にも努めているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） コロナ禍で研修等が未実施になってきている中、ウェブ会議などで積極的に参加されている様子がよく分かりました。ぜひ継続していただきたいと思います。

では次に、学校での心のケアについてお伺いします。

学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった相談対応の専門家がおりますが、どこに連絡をすれば相談ができるのか分からないという保護者の声もよく聞かれます。

先ほど、学校だよりや校内への掲示をされているということもお答えいただいたのですが、まず現在はどこにどのように連絡をすればよいのかというところと、先ほどお答えいただいた以外にも、現在、取り組んでおられる周知の方法があればお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

どこにどのように連絡すればよいかということにつきましては、まずは学校へ御連絡をいただけたらと思っております。その後、担当者のほうとつなぎ、日程調整をして、御相談につなげるという流れでございます。

また、周知の方法につきましては、保護者の皆様へは紙媒体であれば、先ほど光岡議員さんも言っていただきました学校だより、それからスクールカウンセラーだより、スクールソーシャルワーカーだより等がございます。

また、保護者の皆様へ直接御説明させていただく場としましては、例年ですと、入学式であるとかPTA総会、そして学級懇談会等で御紹介をさせていただいております。また、電子媒体でも御紹介をさせていただくこともございます。

そして、一番悩みを抱えている本人、児童生徒に向けての周知に関しましては、年度初めに各学年集会がございますので、その場で相談の方法を伝える、また、担当者を紹介する、こんな人と相談するんだよとかいうところで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また、それぞれ学校内にも相談窓口の教員がおりますので、そのあたりの紹介、そして、年間を通して相談窓口の先生の顔入りの写真というか、掲示物を児童生徒のできるだけ背の高さに合わせた高さに貼って、目につくところに貼っておくというような工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 様々な工夫されておられる様子がよく分かりました。

そこで、先ほど紙媒体で保護者のほうにも伝えておられるということをおっしゃったんですが、プリントそのものを持ち帰らない御家庭も少なくないと聞いております。

そこで、先ほど電子媒体のことを答弁いただいたんですが、eメールとかのことだと思います。保護者への一斉送信のメールのシステムがありますので、それを例えば長期休業前、あるいは長期休業が明けて、新学期が始まる前というようなタイミングで、一斉メールなどで、心配事があれば、こちらに連絡いただければ、相談対応できますよといったような周知もあれば、またよりアクセスしやすくなるのではないかと考えます。

そこで、今後もより相談につながってもらえるような工夫も必要ではないかと考えますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

実際、メール配信等で保護者の皆様に一斉送信したケースもございます。例えば平成30年の豪雨災害のときに、なかなか連絡がつきにくかった、紙媒体でのお配りが難しかったというときには、必要に応じてメールで配信をしております。

また、電子媒体ということになりますと、ホームページへの窓口のアップ、相談窓口、各校の相談窓口のアップであるとか、また、学校だけでなく、多くの機関の、そ

の他、相談機関ございますので、その御紹介であるとかもしております。

引き続き、相談窓口や相談方法がより分かりやすく、伝わりやすくなるよう工夫して、引き続き、児童生徒、また、保護者の皆様、一人で悩みを抱えることがないように、思いに寄り添った相談体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では次に、心の健康の普及啓発についてお伺いします。

心のケアに関する対策を、コロナに限らず、従前の取組をより一層手厚くされているという様子が分かりました。

一方で、町民一人一人の気づきを促すという啓発活動も大切になるのではないかと考えます。といいますのも、心の健康と聞くと、誰もが大切なことだよねというところは思っておられるんですが、実際、ケアが必要な状態になった方々からは、まさか自分が心の健康というところに引っかかっている状態になっているとは思わなかったというふうに、まだ自分は大丈夫というふうに思いがちで、なかなか自分のこととして気づけていないというようなお声もよく頂いています。

そこで、一人一人がより自分ごととして意識できるような普及啓発もこれからより一層重要になってくるのではないかと考えますが、そういった対策についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

自分のこととして気づく、家族のことも気づく、こういったことが大切であると考えております。議員の御質問にありました10月に自殺が増えたというのも、これは7月と9月に俳優、女優が相次いで自殺をされた。それが報道されたことによって起こったウェルテル効果と申しますが、こういったことで急に10月に自殺者が増えた。でもこの方々はずっとそれまでにコロナ禍以外であっても、心の中に自殺をしたいという気持ちをとどまっていたという状況があったのですけれども、そこにやはり気づいてあげられなかった、自分でも気づくことができなかった、こういうことが原因であると考えております。

本町においては、こういったことを考えまして、以前から出しておりますが、坂町の自殺対策プラン、命を支える坂町プラン、この中で活動をいたしております。まず

は、皆さんに知っていただくためには、広報等あらゆる媒体を通じて情報発信をしてまいります。

例で申しますと、昨年の10月に心と体の健康を保つためにということで、お勧めすることと避けていただきたいことというようなことを広報のほうに載せさせていただいております。

また、この3月号、今回、1日で発行しておりますが、この中には、相談窓口、いろんな各種相談窓口を掲載しております。何かあったときに、ここに電話をすれば何とかなるよという。この中には、先ほどの学校教育課のほうにも関係いたしますが、子供の相談できるフリーダイヤルというものもここには掲載をしております。

また、昨年の8月から継続しております、今できることカレンダー、この裏側に、この3月号、特にいい睡眠で心と体を健康にということで、やはりそういった睡眠が取れなくなったときにどうなのかというようなことで、気づいていただけるような内容のものも掲載をいたしております。

さらに、そういった媒体も通じてやるのでございますけれども、やはり研修的なもの、コロナ禍でなかなか難しいですけれども、皆さんに集まっていただいて、少人数でも集まっていただいて、話をする中でまた見えてくるものもあろうかと思ひますし、その中で気づくこともあると思ひますので、来年度に向けましては、そういった研修も考えながら、こういった自殺対策の計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「家庭用防犯カメラ設置に補助金を」について質問願ひます。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「家庭用防犯カメラ設置に補助金を」の件についてお伺ひいたします。

防犯カメラは犯罪抑止力に有効であり、町当局もそのことをきつと認識されていることと思ひます。だからこそ、町内各所に防犯カメラを設置されてきましたが、しかし、設置にはかなりの費用がかかります。

そこで、提案です。民間の力を借りて、設置の普及を図ることです。民間でできることは民間で。保育所を民営化して保育園にしたように、民間の力をお借りするのであります。

昨年、坂小学校のトイレに不審者が侵入して、事件が起こる前に発見したようですが、不審者は逃走して、その後、どうなったかは報告は聞いておりませんが、町内至るところに防犯カメラが設置してあることにより、犯罪抑止力にはかなり効果は期待できると考えます。

よくテレビで犯罪を解決する場面に、民間の防犯カメラを見つけ、データをお借りして、解決に導くことがあります。これはドラマではなく、実際の話として、ひき逃げ、当て逃げなど、解決によくコンビニの防犯カメラが登場してきます。これは最近のカメラの性能のよさや、AI（人工知能）の発達により、不鮮明な画像もかなりクリアに再現でき、解決しているようです。

このようなことから、町内至るところに防犯カメラがあることは、犯罪抑止力にはかなり効果はあるものと推測いたします。

そこで、家庭用防犯カメラ設置費用に補助金を出すことを提案するものです。町当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「家庭用防犯カメラ設置に補助金を」の件についてお答えをいたします。

防犯カメラの設置につきましては、犯人逮捕に役立つといった点で効果が見込まれるほか、犯罪の抑止力としての役割も期待されていることから、本町におきましては、町内全域に不特定多数の方が利用する道路や公園など、警察と協議の上、42か所の公共施設に防犯カメラを設置しており、犯罪発生時には捜査機関に画像の提供を行い、早期の解決に努めているところでございます。

その際の画像の提供については、平成29年11月に策定をした「坂町防犯カメラの運用に関する規定」に基づき、犯罪捜査時など法令に基づく場合、捜査機関等に提供を行うことができるものとしております。

御質問の、家庭用防犯カメラ設置費用の一部に補助金を出すことについてでございますが、防犯カメラによる犯罪の抑止力の向上が期待できる一方で、家庭用防犯カメラの設置は個人情報及びプライバシーを侵害してしまうおそれがあるため、設置場所、撮影方向など、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないような配慮が必要であることや、画像を収録した記録の漏えいを防止する策を講じる必要があるなどの課題があり、補助制度により積極的に家庭用防犯カメラの設置を促進していくこと

は慎重な判断が必要と考えております。

町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進するためには、防犯カメラの設置だけでなく、町民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域・警察・行政がそれぞれの役割分担の中で連携をして防犯対策に取り組むことが重要であり、引き続き、関係者が一体となって犯罪の起こりにくい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今まで42か所増やしてきております。今後の予定ですが、令和3年度、何か増やす予定ございますか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

令和3年度、坂町内に防犯カメラの設置の予定はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 私が一般質問出したのが、先月2月1日。そしたら、私の質問を後押ししてくれるんじゃないんかというような記事が2月13日土曜日、見られた方もいらっしゃると思いますけど、被害ゼロ社会見たいいうふうな、こういうふうな新聞が載っておりました。

読んでみますと、ひたたくり事件とか、2003年には1,063件あったのが、2020年には4件というふうに、その原因は何かというと、ちょっと引用させていただきます。激減の背景には防犯カメラの普及も挙げると。店舗や住宅、裏通りなど広く設置が進み、ドライブレコーダーの搭載量も増え、監視の目が光ると。やはり防犯カメラの威力は絶大だなと。今、車やなんかでも、あおり運転とかドライブレコーダーの普及がかなり進んで、それらも減ってきている要因になっていると。今、坂町では42基で増やす予定はないと。1台設置するのに一体幾らかかるんでしょう。そのちょっと設置費用もお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

平成29年に23か所の防犯カメラを設置いたしましたが、このとき、その23か

所分で1,400万円かかっております。割り戻すような形になるんですが、1台当たり50万円ぐらいかかるかなというふうに思っております。

ただ、家庭用の防犯カメラは、またこれは違うと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 1基設置するのに50万円。家庭用防犯カメラ、今、読んだ記事にもかなり効果があると。家庭用防犯カメラ、大体4万円ぐらいです。それで僅か2万円の補助金を出せば、単純に割っていただければ、町が1基つくるのに50万円、1件2万円補助を出せば、25か所設置が進むことになるわけです。そしたら、100万円出して50か所、僅か100万円ですよ。僅かですよ。そうすることによって、犯罪抑止力、それだけじゃないですよ、効果は。ごみの不法投棄、犬のふんの後始末、そういったものにもきっと波及してくると思います。その僅かな金額を、町長、町長が一言、トップがやれや、そしたら職員はどうやったらいいだろういうことをきっと考えて、捻出してくると思いますよ。やっぱりトップダウンというのは大事なことです。町長がノーと言ったら、職員は。

（発言する者あり）

○9番（大田直樹議員） 今、どう言いました。ちょっと私にはしつこいのかというふうに聞こえたんですが、どう言われましたか、今。

（発言する者あり）

○9番（大田直樹議員） ちょっと私語でそういうふうな言い方はまずいんじゃないですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前10時49分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） ですから、町長が、おお、これ面白いじゃないか、ちょっと

考えてみいやというふうにはトップダウンすると、職員はイエスの方向を模索してくるわけですね。だからそういうふうな、慎重にいうふうなことをおっしゃいましたが、慎重にの中にも、やはりそういうふうな、ここへ後押ししてくれるような答えが出とるんですから、そこらあたりを町長はどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 防犯カメラにつきましても、町のほうで設置したもの、先ほど申し上げた数値でございますけれども、全体的には、先ほども質問の中にもございましたが、町内の例えばコンビニエンスストア等にも設置されておると思いますし、それから、いわゆる量販店みたいな店舗にもかなりの防犯カメラが設置をしてあるというふうには私は認識をしております、全体的にはまだまだたくさんのも、たしか40基か50基ぐらい民間の方が設置をされておるんじゃないかと思っておりますけれども、そういう状況もございますし、何か犯罪が起きたときには、そういう民間の防犯カメラも警察のほうでいろいろ調査をするために情報提供してもらっておるようなことも伺っております。

そういうことでございますが、町のほうで補助金を出して、各戸に防犯カメラを設置をするということにつきましては、いろいろこれまでも検討してきた経緯はございますが、やはり先ほども答弁で申しましたように、プライバシーとか個人情報、そういうことも考えていかなければならないわけでありまして。

例えばカーブミラーを一つつけるにしましても、先般もつける予定であったんですけども、そのつけることによって、自分の自宅が鏡に映るからやめてくれということで、それを取りやめた経緯もあります。そういうことがたくさんあります。

防犯カメラも、これまで設置をするのに、場所をいろいろと考えるんですけども、警察と協議をして、そういう犯罪者が的確に捉えられる広範囲の場所ということで設置をするようなことも考えて進めてきておりましたが、その折にも、やはりそこへ設置をさせてくれという地域の方をお願いをしましたら、うちはやめてくれとか、そういうこともあるわけでありまして。

やはり広範囲に町民の方の御意見を収集しながら、そしてより多くの方がやっぱり望んでおられるようなことに財源を、みんなの血税でありますんで、それをやっぱり投資をしていくようなことも我々は考えていかなければならんと思っております。

確かに言われるとおりの全戸にあれば、それはいいのは決まっておるんですよ。しか

し、その裏では、先ほど申しましたように、個人情報とかいろいろなことがありまして、そこらに対する配慮も行政はしていかにやいかんわけですよ。そこらも総合的に勘案をしますと、現時点では難しいと。難しいいうよりも、難しいんですね。そういう整理で、今、考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 行政のほうもそういうふうに理解しておるとのことなら、プライバシー、それはよく言われることですが、やはり、今、コンビニとか大型量販店とかいうふうなことを言われましたけど、この新聞で言われた裏通り、路地のほうとかいうふうなことが記事としては言われておったと。やっぱりそういうことで、そこらをクリアするように、どうしたらクリアできるか、町民に理解してもらうか、そこらあたりをしっかりと考えて、この普及を、そしたら、町長が施政方針の中でも言われた安全で安心なまちづくりができていくんじゃないかと思うわけですね。

昨日の中には一番目に出てきた安全・安心のまちづくりでは、災害が坂町の場合、あったものですから、災害のことに関して、特化しておっしゃってましたけど、5番目ぐらいに、やっと4行ぐらいで防犯カメラのことが町長の施政方針の中で出てきました。こういうふうな防犯をするためには、これが有効なんだということを、いま一度、推進する方向で考えていただきたいと思いますが、最後に一言。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 防犯カメラにつきましても、例えば都市公園の整備とか、そういう折には、公園の利用者、子供さんも結構おられるものですから、公園の利用者にも配慮し、また、全体的な捉まえ方もできる配慮の中で、防犯カメラもこれからは可能な限り設置をしていきたいというふうに思っております。

例えば小屋浦の防災公園等も、もし可能であれば設置をしていきたいというふうなことも考えておりますし、そのほか、今、改築しております公園につきましても、可能な限り、それができれば、防犯カメラとか、あるいはまた時計も設置を、今、しておりますし、そういうことで、可能な限り設置もしていきたいというふうに、これまでもそういう考えでございましたけども、これからもそのことは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 6番 柚木 喬議員から「新型コロナの検査対応」について質

願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「新型コロナの検査対応」の件で質問させていただきます。

新型コロナの検査対応について、町民に情報が開示されておられません。町内放送での防御、不要不急の自粛、体調不調の場合の連絡連携のみでは不足ではないかと思えます。行政の役割は何かとの町民意見も聞きます。

下記のコロナ検査対応について、どうお考えか伺います。

1番目、広島県のPCR検査について、最新の情報では、広島市周辺80万人を対象に実施されていると聞いていますが、坂町民がこの検査を受けているかどうかと同時に、過去、町民が受けたPCR検査の実績を伺います。

2点目、町民が簡便に受けるコロナ感染検査手法として抗原検査があります。令和2年5月13日に国産キットが保険適用されました。これを町民に感染対策としてかかりつけ医で受診するように案内すれば、町民が動けると思いますが、このことの見解をいただきたい。

3点目、抗体検査についても、最新の情報では広島県が無作為に5市町3,000人を対象に実施するとの情報がありますが、坂町民は対象になっているのかどうか、今後、どう進めていくのか経緯を説明する必要があるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナの検査対応」についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る国、県及び市町の役割は広島県新型コロナウイルス感染対策実施要領に定められており、県は保健所の強化、情報の収集及び提供、医療体制の整備等の基盤整備に努めるとされており、市町は県と連携し、住民の生活支援等を基本的対処方針に基づき的確に対策を実施するとされています。

御質問1点目の、広島県が実施する広島市の住民等80万人を対象としたPCR検査を坂町民が受けているのか。また、これまでに町民が受けたPCR検査の実績につきましては、当初想定された大規模なPCR検査は2月10日に保留とされました。現在のところ、広島市中区の住民6千人及び中區で働く人2千人を対象として実施されています。

この検査を坂町民の方が何人受けられたか、また、過去に何人の方がPCR検査を受けられたかについても、県からの情報提供はございません。

御質問2点目の、町民が簡便に受ける感染検査手法の抗原検査について、かかりつけ医で受診するよう案内すれば、町民が動けると思うがにつきましては、検査は必要に応じて実施されるものであり、多くの方が必要のない検査のために医療機関を受診した場合、通常の診療を妨げることになると考えております。

御質問3点目の、広島県が無作為に5市町3千人を対象に実施する抗体検査に坂町民は対象になっているのかにつきましては、この抗体検査は広島県が広島大学に委託をし、広島市、東広島市、福山市、三次市、北広島町に居住する方を対象としていますので、坂町の方は入っておりません。

この抗体検査の結果を今後どう進めていくのかにつきましては、県が実施した検査データ等について情報提供がありましたら、住民の皆様には周知をさせていただきます。

現在、感染拡大を防ぐために、新型コロナウイルスの接種に向けての体制整備を進めております。

今後も、住民の皆様とともに感染拡大防止対策の徹底に向けて、引き続き取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、御答弁あったんですが、広島県の実施要領には、情報の収集及び提供がうたわれていると伺いました。ちまたではPCR検査はいろいろとテレビでも言い、新聞でも言ってるんですが、そういう報道がいろいろとあるんですが、県の情報すらも住民に周知されていない状況だと私は思ってます、正規にですよ。このことはやっぱり実施要領にうたわれているにもかかわらず、県も町も町民に対して怠慢ではないかと私は思うんです。

県から情報提供はないと答弁いただきましたけども、申入れしたのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 町から県にそういった情報提供について申入れをしたかどうかという御質問でございますが、この新型コロナウイルスの感染症が、当初、流行し始めたときに、どこまで情報提供をいただけるのかということで、県のほうに

は確認しております。その時点で、必要な情報は提供する。ただし、このPCR検査を誰が何件受けたかとか、坂町の方が受けたかということは公表はいたしませんということで回答を頂いておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） はい、了解。一応、提供なかったということですよ。

それで、この3点ちょっと質問させてもらってる、これはいわゆる社会的検査というんですよ、新聞上では。それがPCR検査と抗原検査と抗体検査というような表現を新聞等々では言ってます。

現在、PCR検査に代わるもの、要はコロナにかかっているかどうかということを検査するには抗原検査があるんですね。2点目の抗原検査のことについてちょっと質問します。

答弁には、検査は必要に応じて実施されるものであり、多くの方が必要のない検査のために医療機関を受診した場合は、通常の診療の妨げとなるとあったんですね。えらい失礼な言い方だと思って、前向きに町民は近所の人のことを気にしながら、無症状でありながら、受けようと思う、そういう予防のことがこの検査の中にはあると思うんですよ。だからこの言葉は、必要に応じてというのは、必要じゃないですか、今の大事件で、このコロナという大事件の中で必要じゃないですか。それから、多くの人が必要のない検査というのは分かりますが、微熱で病院に行ってますと。その人の妨げになっちゃいけない、その意味じゃ、多くの方が必要のない検査というのは、やっぱり病人が行くんよと、微熱とかなんかある人が行くんよということなんでしょ、これは。

だから、結局、今、私が質問したいのは、必要という言葉の中に、コロナの感染防止が含まれてるんですが、ちょっとこの必要、必要というふうな言葉が物すごく引っかかるんですが、その真意を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

この検査というのが、議員の御質問の中にもございました保険適用ということでございます。保険適用ということは、何か原因があって検査をする。インフルエンザにしてもそうでございます。熱があつて行きました。もしかしたらインフルエンザかも

しれないということで検査をいたします。この保険適用となっているということがまずは基本にあると考えてはおります。やはり何か原因がないと、症状がないと検査ができない、これが保険適用であるということでございます。

ですので、今の何も症状がない方が行って、これを検査してくださいといっても、医療機関は実際検査はできないと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 私もメインの病院に電話をちょっとさせていただきまして、このことについて聞いたんですが、抗原検査は予防のためには実施しないという病院からのことがありました。いうことは、微熱の人が行くのは抗原検査はするけど、あらかじめ予防するには実施しないということを病院からは伺ったんですね。

ただ、無症状の町民は、あくまでもコロナ感染予防のためとか、人に迷惑をかけないために検査を受けたいと思ってるんですよ。そこに行政が介入する理由があるんですが、例えば抗原検査について、予防のために医療機関に根回しをしてやることはどう思いますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 先ほども申し上げましたが、この検査は保険適用でございまして。症状があった方のみ検査できる。これを症状がない方を検査したら、医療機関は保険適用の部分を実費で払うことになります。ですので、根回しをしてとかということは当然考えてはおりませんし、この検査がそういった内容のものではないということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 4点目、ちょっと金のこととかなんかを申し上げるんですが、保険適用いうたって、抗原検査はこれ6千円ぐらいでできるんでしょ、いわゆる新聞情報では。それで保険適用した場合に自己負担が1,500円でしょ。そうですね。それから、今現在、坂町でやっているいい制度なんですけど、インフルエンザの予防接種あるじゃないですか。これは無償でやってますよね。それは保険適用ですよ。残りの分を、2千円ぐらいを自己負担分を町で出すいうんでしょ、インフルエンザの場合は。それと一緒にじゃないですか。そのように予防ということについて、たまたま予

防が引っかかるから、今、言われた答弁なんですけど、やっぱりインフルエンザだって無償で2千円ぐらいの行政補助で一応やるということで、ある成果を得てるわけですよ。そういうことと思えば、保険適用だから、これやるとかやらんとかいうような話じゃないと思うんですよ。

だから、私、町長にちょっと伺いますよ。予算面でちょっと考えてみたら、例えば2千万円でこれできるんですよ、この抗原検査は。例えば、今、申し上げたようなことで、あくまでも私の試算ですけども、保険適用後は自己負担分が1,600円ぐらいらしいんですよ。その部分を1万3千人ぐらいいれば、約2千万円になるんですけども、1万人を行政が見るということになるんですけども、この辺はインフルエンザの予防接種の絡みで、町長、どういうふうに思われますか、この予算的な捻出を。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど来、担当課長も答弁をしておりますが、予防接種であれば、これはまた別だろうと思うんですね。コロナの予防接種も年度が明けましたら町内でも実施が予定されておるようなことも伺っておりますけども、そういうものであれば、また違うというふうに思っております。

いずれにしても、例えば東京のほうのお話を聞きますと、練馬区あたりは、いわゆるPCR検査をするのに自己負担を1万円出してしてもらおうんだというような検査の設置の仕方をしておる自治体もあるようでありますけども、県内でも検討されたような自治体もあるやに聞いておりますけれども、幾ら抗原検査をしましても、これまでも何度か述べさせてもらっておりますけれども、今日、検査をしましても、また明日はどうなるか分からんような状況なんですよ。だからそこらは十分にそういうことも考えながら検討していかなければならないというふうな案件だというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせてください。

町長、でもそれは一過性のものであると全国が認めたことであって、明日はコロナ感染してるか分からんわけですから、だからいつも前から申し上げてるように、何回も受けるということは難しいかもしれんけど、ある人がある時点で受けたというのが累計でやっぱり必要なんですよ。

それで、実はこの予算のことを言ったのが、コロナ第4波に向けて、町長に伺うん

ですが、全国の自治体が感染抑止、防止のためにやっぱり動かんといかんといけんですよね。これで終わったわけじゃないんですよね。たしか国も3次補正予算でこの検査をやってくれという予算になってるんですよ、抗原検査も含めてですよ、PCR検査も。ということを見てもらったら分かる。国もそういうようなことをやってるんですよ。だからそういうふうなことで、ある程度、検査の充実いうことをうたって、予算投入してるわけですけども、ぜひともそういう無症状者の積極的検査を、ある意味じゃ、頭の中に入れとってもらいたいんですが、町長、お考えをどうぞ。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） また、国、県の動向も踏まえながら、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時25分とさせていただきます。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「新型コロナウイルスの影響による生活困窮者自立支援は」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「新型コロナウイルスの影響による生活困窮者自立支援は」の件についてお伺いします。

コロナ禍が続く中、国や県においても新型コロナウイルスの影響を受けた生活困窮者に向けての相談、補助や助成、融資や貸付け、猶予や減免など多くの支援が行われています。

町においても同等の支援が行われておりますが、年末年始には福祉事務所等を臨時開庁し、企業などからの寄贈などによる食糧支援や生活困窮者への貸付制度の申込み受付などが行われました。

これらの支援は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生

活に困窮した町民にとって、守られていると感じる支援であったのではないのでしょうか。

日常生活の維持が困難となっている世帯に対しての資金の貸付けである生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）などの支援は継続されておりますが、町内の新型コロナウイルスの影響による生活困窮者の状況などや自立に向けての支援などをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナウイルスの影響による生活困窮者自立支援は」の件についてお答えをいたします。

本件について、福祉事務所では、生活の安定や就労など自立に向けた支援を行う「自立支援相談支援事業」、家賃相当額を給付する「住居確保給付金事業」を行うとともに、生活保護については、早期の自立ができるよう、保護の決定を可能な範囲で柔軟に行っております。

また、社会福祉協議会においては、主に休業された方に向けた「緊急小口資金」の貸付け、主に失業された方に向けた「総合支援資金」の貸付けを行うとともに、企業などから無償で提供をいただいた食料品を提供する「フードバンク事業」を実施するなど、新型コロナウイルスの影響により困窮している方の生活を支援をしているところでございます。

さらに、昨年末から新年にかけて福祉事務所と社会福祉協議会が合同で役場を臨時開庁し、生活に困窮している方の相談に応じ、各種貸付制度の申請をしていただくなど、様々な機会を通じて生活に困窮している方の支援を行ってまいりました。

本町における今年度の生活困窮に関する相談件数は、2月1日現在で52件であり、前年度の26件を大幅に上回っています。

相談があったもののうち、住居確保給付金を支給決定したものが5世帯ありましたが、就労収入の増加等により3世帯が自立しております。

また、生活保護の開始決定数が9世帯ありましたが、このうち2世帯については、年金受給の支援やハローワークと連携しての求職者支援制度の活用により、既に自立をしております。

また、社会福祉協議会においては、緊急小口資金の貸付け決定者数が延べ58人で、貸付け総額690万円となり、総合支援資金の貸付け決定者数は延べ14人で、貸付

け総額947万9千円となっており、両事業を合わせて1,737万9千円の貸付けを行っております。

このような状況の中、本年1月、11都府県に発令された緊急事態宣言が延長されるなど、新型コロナウイルスによる日常生活への影響は長期化し、生活に困窮される方々への支援はますます重要となっています。

今後も国の支援制度を最大限に活用し、生活支援が必要である方等に対して切れ目なく必要な支援を届けることができるよう、福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と強いに連携をし、新型コロナウイルスの影響により生活が困窮した方々の支援に努めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今の答弁に相談件数が52件と、前年度29件を大幅に上回ったというのがありますが、新型コロナウイルスの影響による相談件数と捉えていいのでしょうか。コロナの影響で非正規雇用にしわ寄せがあるとされています。その52件の相談件数のうち、正規雇用、非正規雇用、または独り親家庭の相談件数や割合はどのようになっているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

52件の相談のうち、新型コロナウイルスの影響によるものが31件となっております。

また、52件の相談件数のうち、コロナ禍の正規雇用の方は7件、率で申しますと13.5%、非正規雇用の方は11件、率で申しますと21.2%、また、独り親家庭の方が4件ございます。率に申しますと7.7%となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 数字はよく分かりました。

中には、支援策があるのにうまく利用できないまま生活の困窮が進んでいる例もあると思います。生活保護の決定を可能な範囲で柔軟に行っていると答弁にありましたが、具体的にどのように行われているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

答弁に生活保護の決定を可能な範囲で柔軟に行っているというふうにありましたのは、国からの通達により実施しているものでございます。

具体的には、新型コロナウイルスの影響により、求職活動が困難であることや、求人が少ないことなどを考慮して、無理な就労指導を行わないこと、また、自営業者について、一般的に収入が減少しているが、状況終息後には収入状況の回復が見込まれる場合は転職指導を行わないこと、また、自動車の保有や多額の解約返戻金のある生命保険について、一時的に収入が減少したが、状況終息後には増収による生活保護の脱却が認められる場合には、その処分を保留することなどがございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 無理な就労はしないという。でも、困窮者に対しては、支援できるよ、してるよという周知もしっかりしていただいた上で、網の目からこぼれ落ちることのないように、そういう人がいないように、そして、答弁にありましたように、一人一人の状況に合わせたきめ細やかな対応をこれからもしていただきたいと思えます。

次、3問目、フード支援についてお伺いします。

フード支援については、NPO団体などが行っているのをニュースなどで周知はしておりましたが、昨年12月に坂町防災無線で、坂町でも発信しているのを聞いて、すばらしいなと感じました。

坂町においてフードバンク事業が始まった経緯、利用状況、どのようなものを提供されているのか、周知方法などもお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

フードバンク事業と申しますが、フードバンク事業というのは、安全に食べられるのに、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことのできない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、生活困窮世帯に無償で提供する活動でございます。

1点目の事業が始まった経緯についてですが、令和元年9月に坂町社会福祉協議会を含む広島市安芸区、安芸郡4町の社会福祉協議会がNPO法人フットワークという

ところと食品等の提供に関する合意書に合意して、要支援生活者への食品の提供を開始したというふうにお聞きしております。

それから、現在の利用状況についてですが、社会福祉協議会と民生課が連携しまして、生活困窮者、独り親家庭を中心に、困窮している方に食料品などを提供しております。

それで、どのようなものを提供しているかということでございますが、主に長期保存が可能な米とかカップ麺、それからレトルト食品、賞味期限の長いパンとか菓子類、そのほか野菜がある場合もございます。

周知方法については、現在、コロナ禍でございまして、各施設からも要望が多く、坂町のほうに回ってくる品物も割と少ないんで、多くの周知はしておりません。

その中で、社協と役場、福祉事務所が連携して、食べるものに困っている方や、継続して支援が必要な方について、食品の提供をしているのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 企業のほうも厳しいので提供が少ないということですが、できるだけ多く集めていただいて、困窮者に提供を継続していただければいいなと思います。

次、4問目、そういう困窮者の中で子供がいる家庭では、困窮が様々なことにつながる可能性があります、そのようなことを含めた支援はどのようにして行われていますか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

子供がいる家庭についての支援でございますが、今年度においては、坂町独自の子供一人当たり1万円を給付する坂町子育て応援臨時支援金給付事業を行ったり、国の制度による子供一人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付事業、また、児童扶養手当が支給されている方を対象に基本給付を5万円、第2子以降が3万円、追加給付5万円を給付するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業などを実施してまいりました。

また、このたび4月から年少3歳児になる児童から、現在、高校3年生相当までの児童に一人当たり約200枚のマスクを配布しているところでございます。

これらの事業は新型コロナの感染防止やその影響により、子供のいる世帯の収入の減少を考慮して実施したものでございます。

今後も新型コロナウイルスの感染状況を注視するとともに、たとえ感染が終息したとしても、影響が長く続くと思われますので、国の制度の活用、財源を確保した上で、必要に応じて坂町の独自の支援策も検討していくべきであろうと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 坂町独自で様々な支援を行われているということがよく分かりました。これからも、今回はコロナでしたけど、何かこういう緊急の場合が起きたときには、独自なものを発想していただいて、支援を続けていってほしいなというふうに思います。

最後の質問です。

困窮者には支援を受けることに抵抗があるという気持ちが根強く残っているとは思いますが、困ったときには支援を受ける権利もあることも忘れないでほしいと強く思います。

しかし、行政が行っている様々な支援も、前向きな自力での自立につながらなければ意味のないものになると思います。継続できる力を持った自立に向けての支援が必要だと考えますが、具体的な施策はあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

具体的な施策ということですが、これまでハローワークと連携して生活保護受給者、生活困窮者等の就労支援を行っております。具体的な事例としては、ハローワークとの連携により、現在、2名の方が求職支援制度等による就労に向けた訓練を開始しております。それぞれが訓練中の生活費として国のほうから10万円の支給を受けたというところがございます。

今後もハローワークとの連携によって、就労支援、就労準備訓練等、活用できる制度を相談者の生活実態に合わせて支援を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、社会福祉協議会の行っている個人向けの緊急小口資金等の特例貸付けについて、追加の支援策として総合支援資金の再貸付けが行われています。これによって、追加で最大60万円の貸付けが受けられて、合計の最大貸付額が140万円から

200万円というふうには増加しております。これらは当面の生活費と就労等の自立に向けた活動ができるというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「天地川護岸の堤防嵩上げ」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「天地川護岸の堤防嵩上げ」の件についてお伺いいたします。

平成30年西日本豪雨災害を受けた小屋浦天地川の復旧工事は今年度中には原型復旧される予定であります。流域全体を見渡すと、原型復旧では護岸の堤防の低い部分（護岸と宅地の高低差がない）があることを把握されているとは思いますが、再び豪雨災害に見舞われれば、同じような被害が発生するおそれがあります。

砂防ダムの完成だけでは、住民が住宅再建するに当たり、不安を感じられております。現状のままでは住民の安心・安全は得られません。

この低い部分の護岸堤防をかさ上げする予定はございませんでしょうか。町当局のお考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「天地川護岸の堤防嵩上げ」についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害に起因する天地川における公共土木施設災害復旧事業については、護岸や根固め等の砂防設備については広島県が、橋梁や道路との兼用護岸については坂町が災害復旧工事を行っているところでございます。

また、天地川における砂防ダム等の土石流対策事業については、広島県に災害関連緊急砂防事業や砂防激甚災害対策特別緊急事業として整備を進めていただいているところでございます。

御質問にございます護岸堤防の低い部分についてでございますが、河川の流下能力については、川床から護岸天端までの高さや河川の勾配が大きく関係をしており、天地川については、川床から護岸天端まで一定程度の高さが確保されていると認識をいたしております。このため、現時点では天地川護岸へのかさ上げについては予定をいたしておりません。今後も天地川の早期復旧等に全力で努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、御答弁いただきました。この川底から護岸天端までの一定程度の高さが確保されていると認識しておられますが、この一定程度の流域、流量、これはいかがなものかと思えます。この流量が、この間の災害で大きく堤防を上回って、水が三丁目のほうに流れてきたわけですから、この一定程度の高さが確保されているというのはいかがなものかと思うんですが、どれぐらいの流量の見積りであるんかお聞かせいただけますか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

流量につきましては、5年に1回の確率降雨で得る程度の降雨でございますけれども、こちらのほうで宮前橋付近で31トン、それから下流の天地橋付近、こちらのほうで42トンの流量のほうは確保しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この流量の数量は5年に1回、見直されるということなんです、これ、この間の災害においては、この量をはるかに超えてたんじゃないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

30年の7月豪雨につきましては、議員がおっしゃられるように流量も確かに多かったこともありますけども、何より山頂のほうから土石と流木が合わせて一緒に流れ下っているということが大きな違いでございます。こちらのほうが川の中にございます橋梁等、横断構造物の中にせき止めることで氾濫をしたということも伺っております。

そういったことから、今時点で考えておる中では、今度、新たに上流域には砂防堰堤もできますから、土石や流木のほうは扞止されるということを考えますと、今現状はこの復旧のほうで妥当であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） そういう御答弁の中にもありまして、分かりますけども、今までの未曾有の災害、どこからまた流木とか砂が流れてくるか予想されません。そう

いう意味で、あらかじめ護岸と宅地が段差のないところだけでも、堰堤の護岸をかさ上げするという考えをお持ちいただけないでしょうか、町長、御答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど担当課長が申しあげましたけども、一応、技術的にもし必要であれば、これは検討していかにかんと思えますけど、現状では、そういう技術的な面から見ても、流量はしっかりと保つことができるということで報告を受けております。

そういうことで、もし技術的に、先ほど申しましたように、今の状況ではもたないということになれば、当然これは検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） ありがとうございます。ぜひそのように、今後、検討いただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「再度問う総頭川1号線の完成は」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「再度問う総頭川1号線の完成は」の件で質問をいたします。

平成30年7月豪雨災害から丸3年が来ようとする現在、総頭川1号線沿いの上条・西側・中村地区住民の不便と苦労は計り知れないものがある。発注から1年2か月が過ぎようとする2月半ば現在、いまだに向井田橋から寺参橋の約160メートルの工事が完成していない。

また、契約済みの下流は今後どうなるのか。町当局に何う。

- 1、寺参橋の完成時期はいつ頃になるのか。
- 2、寺参橋から荒神橋までの工事完了の時期は。
- 3、荒神橋から本総頭橋までの工事完了の時期は。
- 4、工事が遅れている理由は。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度問う総頭川1号線の完成は」についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害による総頭川1号線道路災害復旧工事については、荒神橋から向井田橋までの551メートルの区間を令和元年11月に工事発注をし、工事を進めているところでございます。

また、寺参橋については、下部工について令和2年11月に工事発注を行い、工事を進めているところであります。

御質問1点目の、寺参橋の完成時期についてでございますが、下部工につきましては、令和3年度上半期中、上部工につきましては、令和3年度中の完成を目途に進めております。

御質問2点目の、寺参橋から荒神橋までの工事完了時期についてでございますが、現在、工事発注当初の予定より大幅に遅れておりますが、令和3年度の上半期中の完成を目途に工事を進めております。

御質問3点目の、荒神橋から本総頭橋までの工事完了時期についてでございますが、この区間の工事については、令和3年度早期に工事発注を行い、年度内の完成を目途に進めてまいります。

御質問4点目の、工事が遅れている理由についてでございますが、今回の施工区間内には、県施工分の床固工、根固工等の横断構造物が存在する区間であり、その上下流において高低差のために施工が分断される等、効率的に施工を行うことが困難であったことや、依然として工事下請業者等作業人員の確保が困難であったために遅れが生じたものと認識をいたしております。

いずれにしましても、総頭川1号線等の早期復旧、完成に努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） まず、寺参橋がなぜ重要なのか。それに、今の向田橋まで、今、160メートルで、今、百四十四、五メートルまでできてます。あとまだできてはおりません。そして、今朝も行ってみると、いっぱい水がたまって、小さい排水管で出しとる。

これは何かいうたら、これをせんと、もうあっこまでできた、あと10メートルぐらいは3月まではとても無理だろうと思います。それは納得するんだけど、寺参橋を造れば、上条地区から上が、今、あとができんのですから、160メートルが1年2か月かで、あとやったら、町長、今期8期目を入ったけど、それができんのですよ。

だから、そのためにも早く造って、上層部も造って、それからあの工事用道路を造って、今の工事からしたら充分早くできるんですよ。それができんのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

寺参橋の施工につきましては、さっきも町長の御答弁にありましたが、上下部合わせまして、令和3年度中の完成を目途に進めております。

また、先ほど工事用道路への迂回のお話のほうもございましたが、こちらのほうにつきましても、こちらは、今、国のほうで管理していただいておりますが、こちらの利用についても、国と調整を行いまして、現在、迂回路としても使用させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員さん、マイクのほうに寄ってください。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 私がこの質問を出したのは、荒神橋から本総頭川橋までの間に歩道橋があるんですね。この歩道橋が依然としてシートを張ったまま。今朝も4時頃に私が歩いてみると、まくれとる。1か月、2か月、続けて、一月に1回はまくれとる。最後に、私、張ってきました。あそこへ張るとるけど、硬質の防水シートで張ってくる。ここを人間に歩け、私みたいな年寄りが歩けるか、ふわふわして。町長、近くだから歩いてみんさいや。それをまだ何もせずにおるから、こういう質問を出しとる。

ですが、今、言うように、これが本当に町長がさっきの町長の返答にも、今年中には何とかなるいうて言うけど、それより荒神橋から上にしたところで、今、ちょうど中西橋の横がちょっと工事入っとります。ですが、これによって車の迂回、上条を通しやええじゃないかいうて言われるけど、上条を通すんじゃない、こっちを通してやって、今、もう通りますけど、何とかそれをするために、今、言うように橋を造る。それから今の工事現場、荒神橋から下の歩道ないと、早くにできる算段を、もう一度、考えられんか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

この総頭川1号線の復旧工事に際しまして、住民の方には迂回路等が非常に狭隘であつたりして、御不便のほうはおかけしております。そのことは十分承知しております。

問いの中にございました荒神橋から下流の本総頭橋の区間ですが、この区間が最も狭いということも認識しております。ここを歩道工事をいたしますと、その期間については、間違いなく車両の通行止めをするようになると思います。このため、この上流側で工事を行っております国または県の急傾斜砂防工事も砂防設備復旧工事もございます。そういったところとも、工事の日程の調整をいたしながら、そこらあたりの工事の工程については詰めていきたいと思っております。その中で、今年度中の完成を目指して進めたいと思っておりますので、理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） やはり私は文句言うわけじゃないんですよ。早くにやって、町民、それも、今、これだけ3年間、みんな苦勞しとるんですよ、迂回しながら歩いて。それを町長も近くにおりながら、ちっとは本気になってやってもらわにゃいけないので、そのためには、今の言う本総頭橋から荒神橋をやれば、県道の1-2工区が簡単にできるんですよ。そうでしょ。あれを造りさえすれば、もう道路はできるんだから。鉄橋で造っても、その辺があるんで、やはりこれを早うやるためには、この中に入っとらんにしても、とにかく県道を早くにするための施策として、あそこの、要するに私がただ8メートルの道路のうちから、今、町長がたの下までできとる。あの間を鉄橋をつけりゃいいじゃないですか。明神川にしても、あつという間に、1日のうちにあの鉄橋ができて、今、工所用道路にしていますよね。その辺の考えを、もう一度、聞かせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

県道の事業に関しましては、広島県とも連携をいたしながら、早期に今の渡河部分が工事できるように調整を行ったりしておるところでございます。こちらにつきましても、今、年数もかなりたっておりますので、極力早期に工事が取りかかれるように、県のほうにもお願いして、調整して実現していきたいというふうに思っております。

その上で、今の歩道橋のほうも、そこらも先ほど工事がいろいろと絡むというふうに申しましたけども、御不便をおかけすることにはなりますが、工程の日程等を詰め

た上で、今年度中に荒神橋から本総頭橋間もできるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員の「新型コロナウイルスワクチン接種の実施」、10番中 雅洋議員の「新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種の件で伺う」については、関連がありますので、一括質問、一括答弁とし、質疑はそれぞれ行うことといたします。

それでは、7番出下 孝議員から「新型コロナウイルスワクチン接種の実施」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「新型コロナウイルスワクチン接種の実施」についての件について伺います。

新型コロナ禍の終息が見通せない中、政府は2月下旬からワクチン接種開始に向けて準備を急いでいます。

接種は医療従事者、65歳以上の高齢者、65歳未満の方の順に進める計画を示して、速やかに円滑な接種を進めるため、整備も着々と進められています。

多くの方はワクチン接種効果で終息を期待する一方で、副反応や信頼性などの不安が交錯した状況であると思われます。

そこで、坂町が現在予定しているワクチンの集団接種の懸念点について伺います。

1、ワクチン接種について。

一つ、接種後の副反応や、その後に症状が急変したときなどの緊急事態への対応は。

二つ、1回目接種後、21日空けて2回目の接種期日、時間などの調整や本人への通知はどのように対処されるのですか。

2、会場及び運営について。

一つ、集団接種を実施するに当たり、坂町では開業医等が担当すると聞いていますが、接種の日程調整及び医師等の確保はどうなっているのですか。

二つ、医師による体調や病歴、アレルギーの有無などの問診やワクチン接種に対する不安などの質問で、人の流れに滞留が生じると懸念されています。滞留解消への方策は。

三つ、会場への移動が困難な高齢者や小屋浦地区などの遠距離などの送迎への対応は。

四つ、平日は仕事をしている現役世代は、週末の希望が集中することが懸念されますが、その対応は。

五つ、ワクチン接種は任意です。副反応や信頼性等への理解を深め、接種率100%を実現するための勧奨策は。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 続いて、10番中 雅洋議員から「新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種の件で伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種の件で伺う」について質問いたします。

中国武漢で発生した新型コロナウイルスの感染が、令和3年2月7日現在、全世界で1億人を突破、死亡者も231万人を超え、日本でも感染者40万人余り、死亡者6,441人となりました。また、広島県では感染者4,886人、死亡者95人、坂町でも感染者が21人、安心・安全な日常生活に大きな影響を及ぼし、終息のめどが立っていません。

そうした中、坂町民も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用、不要不急の外出、多人数での飲食、三密や集会等の自粛等に協力している状況であります。

こうした中、国内でも新型コロナウイルス感染症終息へ向け、唯一の対策であるワクチン接種の準備が進行しつつあります。指示する厚生労働省も手探りの状態で、2月下旬から医療従事者に接種、4月初旬頃から65歳以上の方に、その後、基礎疾患のある方や16歳以上の方に、順次、ワクチン接種を実施するよう市町村に要請、説

明会等も実施しているとのことであります。

そこで、当町における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特効薬であるワクチン接種の準備状況、計画について、具体的に、いつ誰が誰にどこでどのように接種するのか、現時点での最新情報として、町当局にその準備状況をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナウイルスワクチン接種の実施」及び「新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種」につきましては、関連がございますので、一括をしてお答えをいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種は国が主導し、県の協力において市町が実施することとなっております。

本町のワクチン接種の準備状況は、国が4月上旬を接種目標とする65歳以上の方を対象とした集団接種の準備を進めております。

現在、接種券の印刷は完了しており、発送日について国の指示を待っているところでございます。

まず、接種会場は、当初、町民センター1か所での実施を考えておりましたが、小屋浦小学校体育館を接種会場に加える予定です。

次に、医師及び看護師等の確保は、済生会広島病院を含む町内の医療機関の医師及び看護師等をお願いをいたしており、高齢者の集団接種に対応する人数は確保できております。

次に、接種の日程調整につきましては、開業医の休診日を接種日に設定しますので、木曜日の午後、土曜日、日曜日の午前と午後を予定をしていますが、詳細の日程は、国からワクチンの供給及び供給日程が示されるまでは確定することができない状況にございます。

また、接種期日や接種時間はワクチンの供給等が決まり次第決定をし、接種の予約受付を保険健康課に受付専用ダイヤルを設置し、対応いたします。予約受付後は接種決定日についての通知を発送する予定です。

次に、医師の問診で人の流れが滞留しないようにするための対策としては、アレルギーや既往歴のある方で、接種することに不安や心配がある方は事前にかかりつけ医に接種可能であることを確認をいただき、接種当日の医師による問診を受けることで問診時間の短縮になり、会場内での滞留を防ぐことができると考えております。

なお、かかりつけ医のない方は、国及び県の予防接種相談窓口にお問合せいただくことができます。

次に、接種後の副反応や症状が急変した際の緊急時の対応につきましては、一時的な救急対応は、会場内に医師がおりますので対応します。

また、アナフィラキシー等重篤な事案が発生した場合は、済生会広島病院での受入態勢を整えております。

接種率100%を実現するための勧奨策については、副反応やワクチンの信頼性等について国からの情報が入り次第、広報やホームページ、個別通知等で情報提供をさせていただきますが、ワクチン接種は任意でございますので、接種対象の皆様には安全性、有効性等を御納得いただいた上で接種していただきたいと考えております。

次に、現役世代を含め、その他の方への接種に向けた対応に関しましては、国から詳細なスケジュールが示されておられませんので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、国からのワクチン供給が決定した後に接種に関する詳細なスケジュール、実施方法等を決定をいたします。

現時点では、ワクチン接種に向け、町がやるべきこと、今できることを確認し、皆様に安心して接種していただけるよう、確実に準備を進めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） それでは、質疑を行います。

初めに、出下議員からお願いします。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、答弁をいただきました。その中から、ちょっとはっきりしないところがありますので、質問させていただきたいと思っております。

まず、会場につきましては、小屋浦小学校は追加になって2会場になったというのは、非常に接種を受ける人としては便利がようになった点で感謝したいと思っております。

その上で、2月24日ぐらいですかね、坂町は本番のリハーサルをやられたというニュースを聞きました。

それで、そのときに、それを基に人員は確保できると、医師とか医療従事者が確保できるということになったんだろうと思うんですが、その開業医の休診日、それと木曜日の午後、土曜、日曜の午前、午後というように時間は限られておりますよね。こ

ういう限られたところで、対象者が何人ぐらいおって、そして、1人何分ぐらいであれば、100%対応できるという確認はされておると思うんですが、そこら辺を説明していただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

当町は2月23日の火曜日に医療従事者及び看護師、町の職員を住民と見立てた予防接種の確認を行いました。

議員が御質問いただきました、どれくらいの時間がかかるのかというところだとは思いますが、一応、65歳以上の方をこのたびは対象としております。例えば7割接種をいただいたときに、施設等に入っていらっしゃる方は別といたしまして、約2,500名の方を接種するような形になります。これは7割接種をした場合でございます。

そうした場合に、医師1名当たり、木曜日の午後とかということですので、2時間ですね、医師が1名当たり2時間で40人を対応するということでの想定をいたしました。先生方にもこの想定でお話をさせていただき、お一人の問診が大体2分から3分でございます。この上で医師の確保、看護師の確保を計算いたしまして、当初、今はちょっとまた接種の時期が変わってまいりましたが、4月の当初から6月の末までを接種期間として、そういった7割の高齢者の方に接種が完了するというを確認しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 続いて、接種の受付についてお聞きします。

接種の受付時に持参せにゃいかんものがあると聞いとるんです。というのは、接種券と、それから本人確認の書類が必要だということを聞いています。運転免許証とか健康保険証、そういうものを持っていかんと、受付はできませんということですので、ここら辺を、こういった細かいところの周知、接種を受ける人への周知というのはどのように考えておられるんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 接種のときに受付に持ってきていただく持参物についての周知ということでございます。

これにつきましては、接種券をお送りするときに、こういったものを御持参くださいというものを必ず通知でお知らせをいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、お送りする接種券、それとその中に予診票、問診票を入れておりますので、そちらと、あと御本人確認につきましては、先日のシミュレーションの中で、医師のほうからこれは希望がございました。例えば接種した後気分が悪くなるとか、アナフィラキシーを起こしてしまうとかとなると、医療が必要となってまいりますので、御本人確認には必ず保険証を御持参いただくことをお願いするというので、先日のシミュレーションを行っております。そういったことにつきましても、皆様の各接種券をお送りする中のお知らせで周知させていただき、及び、また広報等が時期が間に合いましたら、そちらでもお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 接種100%実現するために、副反応とかワクチンの信頼性、そこら辺の情報が接種する人は大変不安に思って、情報がないということは不安に思っておられると思うんですね。そこら辺の情報提供というのはどのようにされるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 皆様御心配な副反応についてということでございます。

これも、先日、国のほうから、まずはファイザー社のワクチンを使います。このファイザー社のワクチンの副反応等についてのお知らせをいただいておりますので、こちらも接種券を発送する封筒の中に入れてお送りいたします。まずは高齢者の方がファイザー社ということでございますので、今はこの時点では高齢者の方にファイザー社の副反応についてのお知らせをお送りするというので御承知いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 最後に、今、先ほど言いましたように、受診される方は期待と不安をお持ちの方がほとんどだろうと思うんですね。期待のほうはいいんですが、不安のほうの情報をしっかりと接種される方に流しておいてもらいたいと思うんです。

答弁の中に接種に関する詳細なスケジュールと実施方法を決定いたしますということになつてくるんですが、ここら辺のスケジュールとか実施方法等も含めて、情報いうのをどのように周知していくんかということをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 私どもも早く皆様にそういったスケジュール等をお示ししたいと考えておりますが、まずは国がワクチンを幾ら自治体に配布されるのかということが決まらないと、そういうことが周知することができません。本当にもどかしい思いはしております。住民の皆様も当然だと思います。

こういったことも分かり次第、今の接種券の中にもお入れしますけれども、広報、ホームページ等でお知らせする。また、緊急の場合には、行政無線等も通じてお知らせすることもあるのかなと私達はちょっと考えてはおりますが、入りました情報につきましては、遅れることなく皆様に周知させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 最後に一点、ちょっと確認しておきたいんですが、受付専用ダイヤルというのが設置するということになってますね。これ、接種の受付等をやる時に利用するように思うんですが、この受付専用ダイヤルについて、接種が木曜日の午後とか土日になつてくるわけですね。それに対応できるように、この受付ダイヤルの受付の対応時間とか、それから平日とか、先ほど言いました土日、ここら辺が対応してもらえるんかどうかいちおうをお聞きしたいんですが。土日ですから、休みですからということになると、機能しませんので、そこら辺をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） こちらの受付につきましても、ワクチンの供給が決まり次第、また受付の対応の仕方等も検討していかなければならないと考えております。

今月3月号の広報にこういった受付ダイヤルを設置いたしますということで、お電話番号まで実は載せておりますが、まだ接種券をお配りしておりませんので、この受付につきましては、接種券をお送りした後に受付をさせていただきます。

ただ、この受付が会計年度任用職員を2名雇用する予定でございます。今、1名はもう来ておりますけれども、月曜日からやはり金曜日までの9時から17時までを実は予定をいたしておりますが、ただ、そのあたりでちょっとまた難しさとか御要望と

かございましたら、再度、検討する必要があるのかなとは思っておりますが、現在のところは、月曜日から金曜日、9時から17時までの受付ということで、広報のほうには掲載させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 続きまして、中議員、お願いします。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今から再質問5回ほどさせてもらおうと思うんですが、いろいろとワクチンの入荷、これが不明確なところで、そうはいつでも準備はしっかり進めにかいかんと。流動的であるけど、やはり入ったときにスムーズに町民に接種ができるように、そういった観点からと、出下議員の、今、質問と重ならないような感じで再質問させていただきます。

まず、1点目なんですが、先ほど出下議員の質問で、町民センターだろうと思うんですが、2時間で40名、例えば木曜日ですかね、この事例から行くと。となると、ある程度、ワクチンがあるという前提で、じゃあ木曜日40人ぐらい、うまくいきゃいくのかなと。となると、また小屋浦でも40人いったら120人とか、これ、順調に例えば2,500人分が仮に一遍に入ったら、このペースでいくと、1か月ぐらいでいくのかな思ったりするんですが、要は1日に2か所でどれぐらいの人数を消化できるような体制で準備しとられますか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

医師一人当たり2時間で40名ということで先ほどお答えを申し上げました。例えば木曜日でございますけれども、木曜日は、一応、今、考えておりますのが、2時から4時まで、医師3名で対応いたしますので、2時間で120名の方の接種が可能ということで計算をいたしております。

また、土曜日、日曜日につきましては、午前中が10時から12時まで、これは医師2名で対応いたします。それと、午後からは14時から16時まで、これを医師3名で対応いたします。ですので、この土曜日、日曜日は1日当たり200の方を接種できるという計算をいたしております。

ですので、この計算でいきますと、4月の当初からいくと、6月の下旬までに、木曜日、土曜日、日曜日と全てクリアした場合に、先ほど申し上げた2,500人の高

齢者の方、7割接種が完了する、ワクチンが当然入った場合でございますが、そういった計算をいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） はい、分かりました。

あと、ちょっと注射器のほうですが、メディアとか見よると、5回しか打てん、それが6回打てるのが、また日本でつくるのはわけではないんだというような報道もあつたりします。

今回の65歳以上、4月からののは、6回打てる注射器が割り当てられるような予定なんですか、それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） これはファイザー社のワクチンを打つのに、1バイアルで6回分取れるのか、5回分取れるのかということですがけれども、今、この注射器については、5回分のものしかないというふうには聞いてます。今から量産をして、できれば6回分打てるようにということでメディアのほうで報道はありましたが、国、県からの通知はまだこちらのほうにはまいっておりませんので、ちょっと詳しく確定的なことはこの場では申し上げられませんので、御了承ください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 多分、間に合うんだろうとは思いますが。そんなに手のかかるあれじゃないから、量産したらというようなことを言いよるから、それはあくまでも想定です。

あと次に、接種券、俗に言うクーポンですかね、予約するためのクーポン券を発行すると。もう日にちが、指示がありゃ、すぐ発行するんだというような答弁がありました。

あとお聞きしたいのは、2回接種が完了しましたよというたときに、メディアのほうを見とると、いろいろと終了証いうんですかね、ワクチン2回終了しましたよというような感じで出てましたが、坂町もそういう終了証みたいなもの、簡単なもの、その辺も含まれるような感じ、または発行するような形なんでしょうか、それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

メディアで言われてます証明書というものは坂町のほうで発行する予定はございませんが、接種券には接種済み書、接種が済みましたよという済み書、これがございませぬので、接種が済みましたということは、それをお持ちいただければ分かるようにはなっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと冷凍庫、俗に言う75度あたりで、70度以上とか、ファイザー製ね、これを2か所でやるということのようですが、これは国からの配布も2か所、二つあるのか、それとも自前で少し何か手を打てば対応できるのか、それをお聞きします。ワクチン保管用の冷凍庫ですね。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） ファイザー社のワクチンを保管するディープフリーザーと言われる冷凍庫でございますが、これはまず坂町には3月に1台、入ってまいります。5月にもう1台、入ってまいります。ただ、今回の高齢者の集団接種については、町民センターに1台まず置きますものを、保冷庫を持って会場に運ぶ予定ではございます。2台目に入ってまいりますものにつきましては、今、ちょっと町のほうで検討しておりますのは、済生会広島病院さんに置いていただいて、そちらで個別接種をしていただけるような形ができないかということでお話は進めておりますが、ちょっとまだディープフリーザーが来る、ワクチンが来るということがまだ確定ではございませんので、一旦、集団接種につきましては、3月にまいります、町民センターに設置する冷凍庫で対応をいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 最後になりますが、先ほど注射器の質問をしました。メディアあたりで見ると、要は5回だったら一つ分とか、1回分に足らんとか、廃棄するような余分が出てしまうというような情報が飛び交っております。もちろん6回でも、例えば3人しか打たずに、3人分余るとかというような状況で、アメリカのほうでは並ぶというんですかね、対象外の人が並んでから、10人、20人は打てたよと。

もちろん廃棄するよりは効率がいいと思うんですが、ただ、そういう状況で、坂町の場合は、廃棄するのが、そういう策を取るのか、それとも順番を、今日は大体50人しようと思うんじやが、40ぐらいしか、欠席者も出たりしていうときに、切りのいいところならまた保管できるんでしょうけど、何ぼかちょっと半端が出ると思うんですが、その辺の対応、要は出たときには、何人かは新たに追加できるような体制、例えば私が考えたら、これはできんかも分かんませんが、その辺の接触する職員の方、優先的に決めとくとか、一般にそういうときには打てますよいうのですねのもいいけど、そうまではええんかなと思ったり、その辺はどういうふうに対応しようと考えておりますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

ワクチンが余ったとき、廃棄するのがもったいないからということです。これにつきましては、国が詳細な通知を、後日、出すというふうに、先日、テレビ報道でもあったかと思しますので、その通知を待って、自治体の判断に任せるということがどこまでのものなのかということをしかりと確認した上で、坂町においてどのように対応するかを、県ともしかり協議をしながら確立してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備後の利活用は」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備後の利活用は」について御質問いたします。

昨年度から3年計画で横浜中央二丁目の津波災害時一時避難場所整備工事が行われており、来年度が完成予定です。この避難場所は地震津波災害の一時避難場所として、避難者1,350人、面積2,400平方メートルととかなり広い面積です。災害直後の最低限必要な食料や飲料水、生活必需品等の物資、資機材を保管する備蓄倉庫や耐震性受水槽、災害時トイレ解消のためのマンホールトイレの整備等も行うというものです。

この避難場所は災害時に利用するわけですから、整備した後の平常時の利活用、管理運営が問題となります。

現在、町内には大雨土砂災害の防災拠点、防災情報発信、学習拠点として、坂地区にはSunstar Hallがあり、小屋浦地区には小屋浦公園が防災公園として避難所、研修施設などが整備される予定です。

横浜地区の津波一時避難場所は、今後、津波・台風災害の防災拠点としての整備が必要ではないでしょうか。坂町の防災公園として防災訓練、防災学習、憩い、レクリエーションの場等として町民の皆様が利活用するとともに、地元と行政の共助による管理運営を十分協議していく必要があると思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備後の利活用は」の件についてお答えをいたします。

現在、整備中の横浜中央二丁目の津波災害一時避難場所につきましては、南海トラフ地震などによって発生した津波から、横浜二部地区、横浜三部地区、坂中学校の生徒、横浜若竹こども園園児等が一時的に避難する場所でございます。大雨や高潮による避難場所は長時間の避難となることから、坂中学校を避難場所としております。

御質問の、災害発生時以外の平常時の活用につきましては、町民の方が近隣に迷惑のかからないような軽スポーツ等で利用するなど、憩いの場として活用していただければというふうに考えております。

また、管理につきましては、地元の住民福祉協議会と十分協議の上、管理手法について検討をしてみたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 多分、こんな答弁かなと思っておったんですけども、3年計画として、聞くところによると、4億5千万円ぐらいかかるというような多額な投資をするわけでして、町長がよく言われるのは費用対効果と。費用対効果をするときに、ただ近所に迷惑のかからない軽スポーツ等で利用というのは何かもったいないような気がするんですね。

それで、質問の中に入れましたけども、坂にはSunstar Hallがあり、あるいは、小屋浦で、今度、防災公園として学習できるような施設ができるというふうに聞いとるわけなんですけど、横浜地区は、ここへ避難の対象として、横浜若竹こども園とか坂中学校がありますが、そのほかに翔洋とか、横浜小学校とか、子供たちが

この範囲には、エリアにはいるわけですよ。そういう面からすると、そういった子供たちが学習できる場、防災について学習できる場が必要じゃないかというふうに考えるわけですね。横浜地区にはそういう施設が全然ないんで、学習できる場が必要だろうとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の横浜中央の避難場所につきましては、平成26年12月だったと思いますけれども、横浜まちづくり協議会の場で、当時の横浜中央、横浜二部住民協の会長さんのほうから、全体的にやはり津波のときに安全なところに避難する場所を設けてほしいという要望をお受けをいたしました。その折には既に横浜一部住民協、横浜西の掘割の一部を横浜戸主会からお借りをして、あそこに横浜西地区の方々の避難場所を設置するというので進めておりましたけれども、そういう中で、一応、建設をするということで、国のほうに働きかけまして、これが実現したわけでございます。

そういう観点からは、第一義はやはりそういうときの避難場所ということでございますので、先ほども答弁で申しましたが、地元住民協さん、あるいは近隣の住民協さんともしっかり協議をしながら、今後、どうあるべきかということも検討していかなければならないというふうに考えておりますが、既に全国各地では同様の避難場所が設置されておるような状況もございます。先進地のほうの利活用の状況もしっかり勉強しながら、また、国のこういう避難施設に対しての、避難場所に対しての支援、どうあるべきかということもしっかり勉強しながら、地元と協議をして、あるべき姿を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 実際、見てみると、非常に広大な施設で、ただそれを地元でレクリエーション等、憩いの場として活用いうのにはもったいないような気がするんで、先ほど申しましたように、それぞれ各地区でそういう防災に対しての学習施設とか、情報発信の施設とかができる中で、小屋浦にしても、坂にしても、主に大雨土砂災害ということなんですけど、今から30年後には80%起こるであろう南海トラフ地震に備えて、あるいは、横浜地区は台風の問題がありますんで、台風、高潮の問題とかを含めた、そういった面での災害に特化したいうちゃおかしいんですけども、そういう面での情報発信とか学習できる施設を、整備して、すぐせにゃいけんとかいう

んじゃないくて、今、いろいろ研究してみるというような話があったんですけども、やっぱりせつかく4億5千万円もかけとるのに、ただだっ広い広場だけで残しておくというのは非常に忍びない気がするんですけども、そういう面での取組をぜひ今後取り組んでほしいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどの答弁の中で若干言いそびれておりましたけれども、小屋浦に造る避難場所兼研修施設は、我々の考えでは、小屋浦地区に造りますけれども、坂地区の保育園、小学生、それから横浜地区の保育園とかこども園の皆さん、小学生の皆さんも小屋浦に出向いていただいて、あそこで学習をしていただけるような、いわゆるカリキュラムを、学校とかこども園とか保育園のほうでも構築をしていただいて、そして、やはり一番災害が大きかったのは、これは当然30年の西日本豪雨災害のことをごさいますけれども、一番災害が大きかったのは小屋浦でありますので、やはり小屋浦に行って、公園には巨石「コアストーン」も一応記念として設置をする予定になっております。そういうこともあり、小屋浦で皆さんに研修をしてほしいという思いがあったわけでごさいます。

また、今、おっしゃったように、地震・津波につきましても、これからいろいろと勉強させていただきまして、先ほど申しましたように、また、皆さんの御要望をいただきながら、どうあるべきかということを求めていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 特に小屋浦の防災公園というのは、そういう意味での平成30年の豪雨災害での教訓を得ながら学んでいくということが非常にいいことだろうと思うんですけども、やはり多様化する災害の中で、さっき言いましたように地震・津波、あるいは台風、特に横の場合には台風が、越波対策やなんかをしていただいとるわけですけども、そういう面での情報発信なり学べる場、これは今の小屋浦ではそういうのが多分しないだろうと思うんですよね。だからそれをやっぱり学ばんと、特にあの地域は中学校も近くにありますが、中学校を含めた形での防災拠点というようなことも考えていって、それじゃあそこへどういった施設、建物がいいのかどうかは分かりませんが、建物が建つかどうか分らないんですけども、例えば津波の説明をした看板をざっと並べるとかというような方法でもええ思うんですよね。人がやっぱりそこ

へ訪れて、防災の拠点としてみんなが集えるような場を設けていただくということが、今後の坂町のそういう防災に対しての取組という中では必要じゃないかというふうに思います。

さっき申しましたように、来年度が広場の完成です。ほったらかしにしたら、草ぼうぼうになると思うんですよ。だからそれをやっぱり活用して、今後の防災に結びつけていくということが非常に重要なことだろうと思うんで、ぜひ町長でこのところは考えていただいて、大雨だけじゃなしに、やっぱり津波もあるし、台風もあるし、そういう災害に対してどういう形で学んでいくかというものを、そういったものをこの一時避難場所ではあるけれども、防災拠点として整備していただければというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよく分かります。先ほど申しましたように、今後、そういう面でも交付金を頂いた、財源を頂いた国ともしっかりと協議をしながら、地元の思いというものを国にも訴えながら、どうあるべきかいうことをしっかりと勉強しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 1番向田清一議員から「国道31号の渋滞緩和対策と周辺整備」について質問願います。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 「国道31号の渋滞緩和対策と周辺整備」の件。

私は坂町に移住して15年目を迎えますが、そのとき以来、慢性渋滞は何ら改善されていません。経済損失も多大なものがあると思います。町長を交えた町政懇談会の席でも度々改善対策をお願いしてきました。

町長の答弁は、広島呉道路が無料化になったら渋滞も緩和するし、31号の片側2車線もできるようになるとの答弁だったと思います。

現在の状況は何も進展がないように見受けられます。どのような対策、方針、計画をしているか教えていただきたいです。

その上で、早急に対策を取っていただきたい点を述べます。

一つ、取りあえず今できそうな部分だけでも2車線化を実施していただきたい。

二つ、広島呉道路は4車線化が計画され、無料化は40年先と新聞で報道されました。これでは渋滞緩和にはなりません。この工事をストップしてでも、国道31

号の片側2車線化を先行すべきではないでしょうか。

三つ、信号機の制御において、道路通行量、渋滞を感知するセンサーを取り付け、全感応方式及び半感応方式で実施できないでしょうか。少しでも渋滞は改善できると思います。この方式はフジグラン横の国道31号に出る道路、安芸クリーンセンターの出口などで実施されているものであります。これを全信号箇所にも拡大できないものでしょうか。

以上の状況に鑑み、今まで実施されなかった点、どこに問題があるのかを総点検し、町民、議会、町長先頭にこぞって対処すべき問題だと思います。関係機関と十分な論議、計画実行をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「国道31号の渋滞緩和対策と周辺整備」についてお答えをいたします。

その前に、一点、御質問の中で広島呉道路が無料化になったら渋滞も緩和するし、国道31号の片側2車線もできるようになるということを私が町政懇談会で申したと言われて質問されましたけども、これはそういうことは申ししていないわけでありまして、広島呉道路が無料化になった場合には、国道31号、これまで社会実験等でも渋滞緩和がなされたということで、今の状態に歩道を海側に拡幅をするんだと、こういうことを言わせていただきまして、逆に広島呉道路が無料化できない場合には、国道31号の4車線化、これを実現するために、国のほうにしっかりと働きかけていくんだというふうな説明をさせてもらっておりますので、誤解があってははいけませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、国道31号の4車線化事業については、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関に働きかけ、令和2年度より国土交通省において総頭橋交差点改良事業に着手され、現在、調査・設計を進めていただいているところであります。

御質問1点目の、取りあえず今できそうな部分だけでも4車線化を実施するについてでございますが、国道31号の4車線化区間としては、広島市安芸区矢野西から坂町植田間の3.8キロでございますが、沿道には商業施設や多数の家屋が立地をしております。このため、通行車両の速度低下が著しい総頭橋交差点改良から事業に着手をしていただいております。

御質問2点目の、広島呉道路の4車線化をストップしてでも、国道31号の4車線化を先行すべきではないでしょうかについてでございますが、広島呉道路の4車線化は、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、災害発生時における代替機能の強化や道路ネットワークの信頼性向上を目的に事業化されたものであることや、事業主体も国道31号とは異なるため、並行して進めるべきと認識をいたしております。

御質問3点目の、信号機の制御において道路通行量、渋滞を感知するセンサーを取り付け、全感应方式及び半感应方式で全信号箇所では実施できないでしょうかについてでございますが、国道31号の渋滞は交通容量の超過についてはもとより、右折・左折の付加車線の未設置等による道路構造によるものと伺っております。信号制御による対応につきましては、道路管理者の国土交通省とも協議の上、必要に応じて警察に要望を行ってまいります。

御理解、御協力ほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） この片側2車線の問題は、平成14年9月にも中議員さんが平成ヶ浜から北新地のほうへ道路橋を造って、商業施設が増えてるんで、何とかやったらいいんじゃないかという質問に対して、町長は、この計画は交通渋滞緩和や北新地、平成ヶ浜の有効活用に多大な効果があり、引き続き、実現に向けて努力していきますというようなことも言われてます。

さらに、平成16年12月、折出議員の質問に対して、やはりこれも片側2車線化に対してですが、困難な状況ではあるが、町としては国道31号線の拡幅は渋滞緩和になるとともに、歩道整備もなるので、引き続き要望していく。

さらに、平成18年にも折出議員さんが再び質問してます。北新地と坂地区つなぐ道は一本しかなく、渋滞解消を含めた拡幅が町民の大きな願いである。町長はこれに対して、平成ヶ浜から北新地に向けての橋梁工事は構想段階であります。一方、国道31号線は4車線化の都市計画が決定されている路線でありますので、これまでも4車線に向け拡幅の要望を行っているところであります。

ほかにも、トヨタ部品とかムラカミがあったわけですが、近所に高層アパートもできて、高尾橋のところの道路も広がっていますが、漁業協同もあって、あそこを埋め立てても4車線化をしていきたいということも言われてます。

その状況が県の財政も厳しいところではありますが、この埋立てに併せて4車線計画

をしていることは事実でありますので、こちらを積極的に進めたほうが良いと思うようなことも思っていますというようなことを町長は言われてます。非常な苦痛の決断だったんじゃないかと思うんですが、こういう経緯がありまして、いまだに過去にこの19年前からずっと続いて今に至っている。

結局、もう一つは、瀧野議員さんも平成20年9月に質問されてます。この件は、恵比須神社の拡幅工事、横浜第2踏切の拡幅工事が遅れていると、何とか広くしてくれんかということで、町長は、一日も早く県道小屋浦線の高架橋を完成するようになっていると言われて、実際、今回は基礎工事が始まるようなことも広報に出てました。

そういう件もあるんですが、部分的にしか進展がなくて、肝心の2号線を拡幅することがなかなか計画に乗らない、乗ってない。そこ辺をどう対処していくか、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、いろいろこれまでの議会等で議員さんたち、先人の議員さんが質問されたことをございますけども、確かに私はこの国道31号は4車線の都市計画決定が昭和40年代だったと、古い話ですけれども。その折に、昭和46年か47年じゃったと思うんですけれども、40年代は間違いないと思います、北新地の埋立てがスタートした頃でありますんで。そのときに4車線化になるということは都市計画決定をされておったのは事実であります。そういう中で、あくまでも4車線化を求めて国にも働きかけておったのも、これは事実であります。

ただ、その過程の中で、途中から広島呉道路がこの令和2年、昨年11月29日をもって無料になるという話が我々のほうにも届いてきたわけでありまして。予定はそうだったんですけれども、西日本豪雨災害が起きまして、御承知のように広島呉道路は被災をしました。大変な状況が起きたわけでありまして。

その中で、やはり補完する道路が必要だということで、私も災害の折にはそういう要望もさせてもらいました。当時の安倍総理にも直接要望もさせていただきました、こちらに来られたときにですね。そういう中で、呉とか広島とか坂も含めてですけれども、江田島も含めてですけども、全体の中で、やはり広島呉道路を4車線化にすることが災害の折にも強い道路として活用ができるようになるという整理を国がされて、NEXCO西日本が工事を進めていくということになったわけでありまして。

そういうことで、無料化ができなくなるということになったわけでありまして、そ

ういうことを踏まえて、いよいよ4車線化が始まるようなことになってきたというのが実態であります。

それ以後については、技監のほうに説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 荒木技監。

○技監（荒木 勲君） それでは、引き続き、国道31号の4車線化の件に関しまして御説明をさせていただきます。

先ほど町長の答弁からもございましたが、国道31号は広島県安芸区矢野西から坂町植田の区間が坂拡幅ということで、昭和47年に4車線化の都市区画決定が行われておりまして、その後、平成9年度までに坂駅の北口交差点から植田までの区間が4車線化されておるのが現状でございます。

残る区間、安芸区矢野西から坂駅北口の交差点までの区間につきましては、先ほど町長のお話にもありましたように、広島呉道路が令和2年11月に無料となる予定であったものが、有料延長になったということで、交通転換が図られることによる渋滞緩和の見込みがなくなったということで、国道31号の残る区間の4車線化の必要が高まったということでございます。

かねてから4車線化の要望は国土交通省などへ要望を重ねてきておりましたが、再度、要望を行ってきた結果、国交省においても4車線化の必要性が改めて認識をいただいたということで、短期的対策ということで、緊急性、優先度が高い総頭橋交差点、こちらの交差点改良を行うことによって、坂駅北口交差点からこの総頭橋交差点までの区間の4車線をつなげる、また、高尾橋から北新地の間の区間の歩道の整備についても、将来の4車線化を前提とした埋立てによる形で整備を行うということで、現在、国土交通省広島国道事務所のほうで事業を行っていただいているということでございます。

このように4車線化に向けた事業を国交省のほうで進めていただいているところでありまして、町としても事業の促進、早期整備に向けた要望を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 呉高速、クレアラインの件が4車線になるということで、無料化がなくなるということ、今、言われましたが、果たしてこの4車線は本当に必

要なんだろうかということが疑問に上がります。水尻の豪雨災害で崩れたところ、あそこには国の砂防ダムが3基つきます。来年の6月とか言われてましたが、追加されて、県の砂防ダムも1台つく予定になってます。これらができると、かなり安全性が確保されるのじゃないかなど。急いで4車線にする必要がないのではないかと私自身は思います。

それよりか、部分的にもその予算も使ってかどうなるかは知りませんが、高尾橋からフジに向かう道路の片側4車線、先ほど言われましたが、歩道をつけるだけじゃなくて、ついでに4車線にしたらよろしいんじゃないかというふうに思います。

そこ辺の交渉はできないものかどうか、御検討ください。

○議長（川本英輔議員） 荒木技監。

○技監（荒木 勲君） まず、クリアラインの4車線化の調整ということで御質問がございましたけれども、広島呉道路の4車線化というのは、このたびの平成30年7月豪雨災害におきまして、あそこが寸断されたことによって、広島呉間、ひいては町内の小屋浦地区と坂地区が寸断され、孤立状態になったといった大きな影響がございました。そういったことを解消するために、防災面での強化等を踏まえて、このたび、4車線化を計画されたということでございます。

砂防ダム等が水尻地内で計画をされており、それによって被災する可能性は少ないのではないかといた御指摘でございますけれども、30年豪雨災害のときのクリアラインの被災は、道路本体の盛土部分が周辺からの土砂、あるいは土石流等によって道路本体が流されたということございまして、砂防ダム自体がクリアラインを直接的に守るものにはつながらないのではないかとというふうに考えております。それよりも4車線化を行って、仮に上り線だけが被災したとしても、反対側の下り車線側で通行が可能になる。そういったことで、災害時の緊急活動が可能になるといった効果のほう大きいのではないかと。そういった意味で、クリアラインの4車線化というのは非常に重要な事業であるというふうに認識をしております。

また、それよりも高尾橋から北新地の間歩道のところを4車線化したほうがという御指摘でございますけれども、そちらのほうにつきましても、国交省のほうへお願いをしております。あそこの歩道整備計画、もともとは海へ張り出す張出し歩道、差しかけ歩道の形式で計画をされていたものを、将来の4車線化計画を踏まえて、4車線の幅を取って、そこを埋立てをして歩道を整備する、そういった方法に計画変更

をしていただいております。

いずれにいたしましても、この広島呉道路、国道31号、どちらも町にとっては非常に重要な路線、重要な事業であるというふうに考えておりますので、どちらも事業の促進、事業完成に向けた要望をそれぞれ行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 今、砂防堤があってもさして関係がないような話もされましたが、やはりそこがあって初めて洪水とかは止められるわけで、何とかそこら辺も再度検討していただきたいと思います。

それから、令和2年度8月28日に広島県道路交通渋滞対策部会というのが開かれています。この中で主要な渋滞箇所が大体89か所あるそうです。対策実施中が11件、短期対策事業が30か所、これは5年以内に整備予定となっています。中期対策が39か所、5年以内に整備が予定なしということで、ほかに対策未実施が9か所、31号線でこの主要箇所になっているのが東部流通団地入り口、フジのところじゃないか思います。それから天応大屋橋東詰のこの2点ですと、部分的に指示されています。だから、中長期対策39か所、5年以内に整備するという範疇に入っていないわけですね。だから相当先に工事が延びるんじゃないかという懸念があります。

それから、私、国土交通省事務所の計画課に行って聞いてみたんですが、31号線の4車線化の計画はないですよとはっきり言われました。東広島安芸バイパスが2020年できます。これは海田西インターから八本松までできるわけですが、これができるから多少は緩和されるんじゃないですかというような話でした。非常にがっかりしたんですが、こういうことでなかなか話は進んでいません。

そこら辺で、何か回答いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時16分）

（再開 午後 2時16分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 荒木技監。

○技監（荒木 勲君） お答えいたします。

まず、昨年の令和2年8月28日に開催されました広島県道路交通渋滞対策部会でのお話がありました。その中で、国道31号の対策主要渋滞箇所は2か所であると。そのうちの1か所が東部流通団地入り口交差点で、そこは5か年での計画となっております。それ以外のものについては、こちらのほうには上がってきてないといった御指摘でございました。

この会議で議論されております主要渋滞箇所の定義といいますのは、ちょっと細かいところはいろいろございますけども、ある交差点で渋滞長が何キロ以上であるとか、通過時間が何分以上であるとか、そういった一定の基準を基に抽出された箇所が、先ほどおっしゃられた八十数か所、そのうちの一つが東部流通団地になっているといったことでございます。これらの箇所を5年以内に解消できるべく対策を行っていくといったことがこの会議の目的となっておりますのでございます。

この対策の内容といいますのは、もちろん大幅な交差点改良というものもあれば、軽微な改良、例えば区画線を書き換えることによって車線運用を変えたりとか、あるいはドライバーに対して交差点内での通る箇所を分かりやすくするように、よく最近交差点内を青の矢印で導流を分かりやすくしている、そういった交差点も見受けられるかと思いますが、そういった軽微な対策を行って、早期に効果を出そうと、そういったことを検討していこうというのが、この渋滞対策会議の場でございます。ということで5年以内にやっていくといった形になっておると。

じゃあ総頭橋交差点についてはどういうことなのかというと、こういった著しい渋滞というところまでには至っていないわけですが、先ほど来、御説明しておるように、国道31号の渋滞対策として、将来の4車線化に向けて、当面の対策としてここをまず行っていこうということで、国土交通省のほうで交通安全事業として事業化をしていただいているものでございます。

それから、国道事務所のほうへ話に行かれて、国道31号の4車線化の計画はないという話をお聞きになられたということでございますが、現在、この国道31号の総頭橋交差点改良、それから高尾橋から北新地に向けての歩道整備の事業については、国土交通省の交通安全事業という形で計画をしていただいているものでございます。

先ほど議員からお話のあった安芸バイパスですとか東広島バイパス、こちらのほう

は改築事業といった形の事業の方法になるものでございます。これは何が違うかとい
いますと、事業の規模が違うわけでございますが、例えば改築事業として大々的に行
うということになれば、その事業採択に当たって、事業評価を行うなどの一定の手続
を踏んだ上で事業化を行うといった必要がございまして、そうすると、事業化までに
相当の期間が必要になるということになります。そうではなくて、早期に事業を立ち
上げたいということから、短期間で立上げができる交通安全事業という手法を採用し
て、今回、令和2年度からこの総頭橋交差点改良事業に着手をしていただいたという
ことで理解をしております。

恐らくそういったことで、国道事務所での説明は4車線化の計画はないということ
でお話があったものかというふうに推察いたしますが、この総頭橋交差点事業、それ
から高尾橋からの歩道事業は、将来の4車線化を踏まえた、将来、4車線化になるこ
とをにらんだ事業であるということですので御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 先ほど言いました国土交通省渋滞対策部会での件で、大体1
2時間を含めて1時間当たりの20キロ以下の側道の時間帯が75%以上でないと、
この制度に対応しないということで何かやられてるみたいですね。それで、今、衛星
を使って地上の渋滞を観察できるというようなところまで来ているそうです。しかも
そのデータをAIで解析して利用できるとあります。このようなこともぜひ取り入れ
ていただいて、やっぱり数値化とかデータ化しないと、相手も納得しないんじゃない
かというような気がしてなりません。ぜひとも研究していただいて、交渉を前に進め
ていただきたいと思います。前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 答弁はいいですか。

○1番（向田清一議員） はい、いいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時35分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時23分）

（再開 午後 2時34分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番 柚木 喬議員から「マイナンバーカードの普及促進」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「マイナンバーカードの普及促進」の件で質問いたします。

政府が令和4年度末までに全国民にカードを交付する目標としておりますが、本町の実態、取組手法を伺います。

1点目、財政効率化のメリットはあると聞きますが、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証が一体化するのはいつになるのでしょうか。

2点目、国民、町民の不信感は銀行口座情報も管理されることにあるようですが、その対応はいかがでしょうか。

3点目、10万円給付の際には暗証番号の再発行で他町では窓口混乱があったと聞きますが、カード紛失など特に高齢者のセキュリティー対策をお聞きします。

4点目、本町では現在約29%の交付枚数率とお聞きしますが、今後どのような手法で普及させるのか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「マイナンバーカードの普及促進」の件についてお答えをいたします。

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明として利用することができ、社会保障・税などの幅広い分野において住民の利便性の向上を図ることが可能となるものでございます。

御質問1点目の、財政効率化のメリットはあると聞くが、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証が一体化するのはいつかにつきましては、まず、国の方針として、健康保険証につきましては、令和4年度末にはおおむね全ての医療機関などでの導入を目標とされており、また、運転免許証につきましては、令和6年度末を目標とされております。

御質問2点目の、国民、町民の不信感は銀行口座情報も管理されることにあるようだが、その対策はにつきましては、国がマイナンバーカードと金融機関口座との結びつけを検討しているとのことですが、現時点では利用者の任意であり、今後、

メリットを説明した上で、口座との結びつけを進めるとの報道がなされていると承知をいたしております。現在までのところ、詳細な情報は国から受けておりません。

御質問3点目の、10万円給付の際には、暗証番号の再発行で他町では窓口混雑があったと聞くが、カード紛失など、特に高齢者のセキュリティー対策を聞くにつきましては、電子申請にはカード交付の際に登録をしていただきました暗証番号が必要であり、使用時において3回間違えますと、個人情報保護のためセキュリティーが作動し、アクセスがロックされる仕組みとなっております。

また、カード自体に税や年金などの個人情報が入っておらず、紛失した場合には速やかに利用を止めることができる仕組みとなっております。高齢者の方々にも安心してカードを取得していただけるものと考えております。

御質問4点目の、本町では約29%前後の交付枚数率と聞くが、今後どのような手法で普及させるのかにつきましては、本町における2月7日時点での交付枚数は3,644枚であり、率にして約28%となっております。現在、平日に仕事などで取得が難しい方のために、土曜開庁や毎週木曜日を午後7時まで窓口を延長して業務を行っておりますが、今後、さらなる普及促進をするに当たっては、取得に係る利便性の向上を図ることや、マイナンバーカードを保有するメリットの周知など、国、広島県、坂町が一体となって推進することが重要であると考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 保険証の読取り機、いわゆる医療機関等々で読取り機を設置しなきゃいけないわけですよ。それとか運転免許証の読取り機、これは警察が持ったり、どこかが持つんでしょけれども、そういうふうな配備計画を同時にしないと、カードができてダブって持ち歩きしなきゃいけないですよ。この辺の配備計画はどのようなになっているんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷税務住民課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

病院などでの読取り機の配備状況につきましては、現在、国におきまして、顔認証つきの読取り機を希望する病院や薬局に配置するために、申請を2月下旬から受付をしていると報道等で承知しておるところでございます。

また、運転免許証も含め、今後、いろいろな施設において読取り機の普及が進むと

思っておりますので、そのようになった場合、関係機関や関係部署と連携し、利用可能な施設の情報が得られれば、PRをして交付の促進につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 75歳になったその日から後期高齢者医療保険になるんですよね。その場合にデータの入替えとかなにかは、役場に出向いて手続をするんかどうかを伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、パソコンやスマートフォンを利用し、マイナポータルというサイトを使って事前に登録する必要がございます。ただ、その方が後期高齢者、75歳に到達される前に、例えば国保とか社保に加入されているときに、マイナンバーカードを保険証として登録されていれば、75歳到達時には自動的に後期高齢者の保険証として利用することができるものでございます。

また、登録に関しまして操作が分からない方や機器がない方につきましては、役場に来ていただければ、担当の職員と一緒に登録をお手伝いをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 預金口座について、やはりこれは答弁、利用者の任意ということなんですけども、新聞上ではやっぱり口座をつくってくれやというふうなことを何か言ってるみたいで、正規にはまだ来てないみたいですね。ただ、新規の口座をつくらずに、自分の口座を振込、入金のための口座にしようとする場合は、そのまま使用したい人ですよね、やはり預金残高を知られるというようなことになると思うんですが、それは大丈夫ですか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

マイナンバーカードを利用しての口座登録につきましては、今年度ありました定額給付金のように、行政側では登録された銀行口座と口座名義人の情報しか把握してお

りませんので、安心して申請していただければと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 4点目でございます。普及促進についてお聞きします。

取得に係る利便性向上を図るということの答弁がございましたけども、特に高齢者においては、例えば写真代が約800円ぐらいかかったり、あるいは動く手数が物すごくかかると思うんじゃないけど、この辺は何か対策を打っておられますか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

マイナンバーカードの取得につきましては、身分証明書の役割があることなどから、顔写真をつけて申請をしなければならないこととなっておりますのでございます。交付を促進する上では、写真代というハードルがございますので、そのようなことを踏まえ、令和3年度におきましては、新型コロナウイルスの状況を見ながらではございますけれど、例えば各地区に職員がタブレット端末を持参し、写真撮影を含め、申請の手續全般を行わせていただくことも考えながら、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問になります。

目標値のことで何うんですが、第2次坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、令和6年度に80%を目標にするということが明記されておるんですが、勝算はいかがですか、これ。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

令和6年度までに80%の交付目標を掲げている予定としておるところでございます。担当課といたしましては、先ほど申しました展開も踏まえて、今後、活用がある場に機会、そこらを踏まえて、タイミングを合わせながら、カードの利点とともに安全性につきましても、町民の方々に正確な情報を周知することで取得の推進につなげ、できるだけ早い時期に交付率100%に近づくよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1 番向田清一議員から「平成ヶ浜中央公園の整備」について質問願います。

向田議員。

○1 番（向田清一議員） 「平成ヶ浜中央公園の整備」についてお伺いします。

平成ヶ浜仮設住宅の方々が転居され、解体されて、いち早く修復・復興されたことに敬意を表します。いまだ平成ヶ浜東公園には4件の被災者がいらっしゃるようですが、家までの道路が整備されていないために改修も進まないそうです。手厚い御支援、御指導が必要かと思えます。

平成ヶ浜中央公園は、バスケットコート、子供遊び広場なども整備され、一段と改善されてうれしく思っています。しかしながら、以前の設備が一部継続されない点があります。当局の御見解をお伺いします。

一つ、バスケットコートに鍵がかけてあり、夏場、冬場の扉を閉めるのが、それぞれ夕方5時、6時となっています。以前はコートには街灯もついて、時間制限がなかったようですが、一部夜中にバスケットをして騒音苦情も出たと聞いています。せめて夜8時から9時程度まで利用できるようにしていただきたい。コート内を明るくする街灯の追加工事も必要と考えています。

グラウンドは砂が軟らか過ぎて足元を取られ、捻挫の原因にもなりかねません。この土は軟らか過ぎて、グラウンドゴルフ、野球、ペタンクなどのスポーツはできません。土の成分や排水には問題ないのでしょうか。これらを検討の上、一度、ローラーで固めていただけないのでしょうか。軟らか過ぎても、硬過ぎても、また、砂によっては風で砂が粉じんとなって飛び、苦情も出ているところもあるようです。十分な研究検討が必要と思えます。

3 番目、以前、鉄棒のあった隣には、ベンチ、丸太の造形物などが置いてありました。ストレッチをしたり、腹筋などもできていました。スペースに余裕もあるので、元のような設備に復旧していただきたいと思えます。

4 番目、鉄棒は2本しかなく、子供向けにも、大人向けにも中途半端です。ぜひ増設して、子供から大人まで楽しめるよう、また、ぶら下がるだけでも健康によく、体力強化にも役立ちます。ぜひ増設も御検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成ヶ浜中央公園の整備について」の件についてお答えをいたします。

平成ヶ浜中央公園は、応急仮設住宅の解体復旧工事を昨年10月から行い、本年1月末に公園の復旧が完了したことを受け、2月3日より公園の利用を再開をいたしました。

御質問1点目の、バスケットコートの利用時間についてでございますが、以前よりバスケットボールコート利用者のマナーについて地域住民から苦情が多数寄せられており、公園再整備の際には利用時間を制限するよう、地区住民福祉協議会から事前に要望を頂いております。利用時間の延長については、青少年健全育成の観点、騒音、迷惑行為等を考慮し、地域住民の意見を尊重した上で慎重に判断をしたいと考えております。

御質問2点目の、グラウンドの砂の状況についてでございますが、施工業者に確認をしたところ、復旧作業の際にローラーで固めるなど、通常のグラウンド整備の手法で復旧をいたしており、入れ替えた表土はきめの細かな真砂土を使用しているため、整備直後は以前の状態よりも軟らかく感じるものと推測されます。

町といたしましては、公園利用者の安全性に問題があれば対応を検討いたしますが、グラウンドの状態は日数がたつにつれ徐々に地面が締まり、固くなると思われまので、しばらくの間は様子を見る必要があると考えております。

御質問3点目の、遊具の復旧についてでございますが、公園再整備の際には、近隣住民への環境に配慮した配置替えを行っており、公園全体の利用形態を見直し、遊具などの再配置をいたしました。遊具の再整備につきましては、近隣住民の方々との協議が必要と考えており、意見を伺った上で判断をしたいと考えております。

御質問4点目の、鉄棒の増設については、利用者の需要を見極めた上で、設置について判断をしたいと考えております。

今後も、広く地域住民の意見を伺いながら、全世代の方々が公園を有効的に活用できるよう考えてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） バスケットコートですが、やはり若い青年が夕方頃来て、早

く閉まるから何とかならんだろうかと言ってます。それで、あそこの地域の住民協の方とも話をして、大体閉めるのが早過ぎるよのと。8時ぐらいまでは許せるんじゃないかなというような話でした。以前は夜中の11時とか12時までやっていたそうです。これは論外なんですけど、だから8時か9時に閉めれば、近隣に迷惑はかからないんじゃないかと思います。そこら辺でちょっと十分な話合いを持てたら改善につながるんじゃないかなと思います。

それから、グラウンドの土ですが、真砂土と書いてありましたが、下に砂利を敷き詰めてあるのかどうか。土にもいろいろありまして、軟らか過ぎてもいけないし、硬過ぎても足を壊すとか言われてます。そこら辺の経過をちょっと教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時56分）

（再開 午後 2時57分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） バasketコートについてでございますが、議員さんのほうが住民協のどなたかとお話したかどうかというのは分かりかねます。まず、災害以前は夕方の6時、7時でもやはりうるさいという騒音の苦情が都市計画課のほうにあったように記録が残っております。また、Basketコートを移す際にも、新しくできたマンションの住民の方から、利用時間の制限について御要望がございます。そのあたりも含めて、地域の方の御意見とマンションの代表の方の御意見、また、子供たちや近隣の他地区、坂だけじゃなく、よその地区から来られる方の意見もあろうかとは存じますが、しばらくこの時間で様子を見させていただいて、また、町内の青少年のほうから要望等あるかどうかは分かりませんが、もう少しこの時間で様子を見させていただきたいと考えております。

また、グラウンドの真砂土についてですが、復旧の際には、あそこは一旦応急仮設住宅があったときには盛土をしておるような状況です。その後、元のレベルまで下げるときに、5センチほど砂のほうをすき取って、その上に5センチ真砂土を埋めて、

ローラーで固めているというところを聞いております。

災害の後の各公園の表土の入替えを行った経験もありますし、完了のときに私のほうが検査に行ったところ、そのときとグラウンドの硬さはほぼ変わらなかったというふうに確認はしております。雨が降ってすぐに開放したので、軟らかいと感じる方がおられたかと思うんですけども、しばらく様子を見ていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ちょっと補足でありますけれども、今、公園の使用につきましては、小中学生以下でありますけれども、現在、5時でございまして、また夏場になりますと午後6時（18時）まで使用可ということになっております。そういう中で、例えば高校生とか、あるいはまた社会人、あるいは大学生が利用したいから、8時ぐらいまで云々ということがあるんですけども、やはり教育の観点からも、大変難しい問題もあろうかと思っております。

今、ここにあるきらり・さかなぎさ公園も、以前に利用時間を延ばしたらどうかというようなお話がございましたけれども、やはり子供が遊ぶところありますので、そういうことがなかなか難しいというふうに思っております。と同時に、そういう高校生以上の方には、例えば海洋センターの体育館とか、あるいはSunstar Hall等々も9時半まで、ちゃんと届けをすれば利用できるようになっておりますので、そういう時間、6時以降に利用されたいという方は、そういう施設を活用していただければよろしいんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう方にぜひともそういうことも進めていただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員、3問目になります。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 3番目に言った、以前、鉄棒の横にベンチとか丸太とか造形物があったんですね。それで、ここでストレッチしたりとか、腹筋したりとか、体を伸ばしたり、非常にいい施設だったので、こういうものをどうしても残してもらいたいという気があるんですが、どうなんでしょうか。つくる意思があるのかどうかお聞かせください、過去にあったものですから。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

過去にあったものについてですが、まず、あそこの公園が坂地区開発のほうから移管を受けて、そのときに整備していただいたものと伺っております。

まず、公園のほうの遊具のチェックのほうを毎月行っておるんですが、そのときに木製遊具、今、どんどん長寿命化というところで、もう木製遊具はほとんどというか、もう撤去している状況でございます。まず、そういったことから、そのものを、一旦、県のほうがよそに置いておいて、また2年後に再配置するということになれば、またさらに老朽化が進むというところで、まず撤去をいたしました。

また、昨年10月に全協のほうでお話させていただきましたが、エリアを散策コース、また、スポーツエリアというふうに、ちょっと再配置のほうはさせていただいて、スポーツとか、また、子供の遊び場はちょっと離して、梅の植栽等はちょっとエリアを変えた次第でございます。

遊具のほうにつきましては、現在は再配置というのは考えてはおりませんが、また、地域の方々からそういった要望等、そういったお話があれば、検討のほうはしていきたいとは考えておりますが、現在のところは再配置する予定はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 教育方針でも述べられていたんですが、生涯スポーツ、社会奉仕という点で、町民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しめることができる環境を整備し、幸福で豊かな生活を営むことができる生涯スポーツ社会の実現を目指しますとあります。ぜひともこの精神で、気軽にやっぱり公園というところへ行けるところなんで、誰もが使えるところなんで、ぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。回答をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

生涯スポーツ、体力の向上についてでございますが、町としては様々な施策を展開しながら、全世代の方々が体力の向上や健康の維持を図っていくようなことを考えております。

今、平成ヶ浜中央公園に健康遊具を置くことで図るのではなく、また、教育委員会の生涯学習や学校教育、また、保険健康課の高齢者の健康維持の様々な施策を展開す

る中で、皆さんの健康維持、どうあるべきかというところを考えてまいりたいと思います。

また、一つの手法であることは間違いないんですけども、様々な方面からそういった生涯学習、生涯スポーツについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 最後に、グラウンドですが、もう1か月近くなるんですが、いまだに凸凹があって、ボールが転がりません。それで、私どものグラウンドを使うときは、トンボというのがありましたよね。2メートルぐらいのを引っ張って整備してました。ローラーも使って、ローラーでも押し固めていましたよ。そういうのを何とかそろえていただけないだろうか。

前も私らが平成ヶ浜を使わせていただいているんですが、小さなトンボをつくってやってたんですよ、石を拾ったり。そうしないと、なかなかグラウンドというのは整備されません。ひとつ役場のほうでそういう道具を整備していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

新しくなってから、私も度々見に行くんですけども、やはり割と大きい大学生ぐらいの方がサッカーを楽しんでおられるようです。その中で、やはりグラウンドに凸凹ができるのは納得できる場所なんですけれども、トンボを町のほうが置いて、じゃあその方が整備していなくなるのか、それとも、新しく使われる方が整備するのかというところがあるかとは思いますが。

よその公園では、皆さんが使われる安全性に問題がない形で使われて、皆さん気を使ってやってもらっているような状況でございます。

そういったスポーツをされる団体の方から要望があれば、町も前向きに検討はさせていただきたいと思いますが、単純に公園利用者が自分たちでトンボを利用するから、そういった整備の備品を置いてもらうというのは、ちょっと今のところは考えてはおりませんが、やはりどなたか管理する方がおられれば、町のほうも前向きに検討はしたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「令和3年度町長施政方針について聞く」に質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「令和3年度町長施政方針について聞く」の件で質問をいたします。

世界規模で新型コロナウイルスが蔓延し、いまだ終息の兆しが見えない中、当町においては多くの規制・自粛を求めてきた結果、クラスターの発生もなく現在に至っている。

町行政の迅速な対応として、集会などの規制・中止や全世帯へのマスク配布などを実行した町長の決断には目を見張るものがありました。

町長施政方針では、昨年を上回る諸事業を展開すると言っているが、コロナ禍の中、令和3年度一般会計予算では過去最大の予算を計上しているが、執行できるのか。

また、今年度は、第5次長期総合計画を新たに策定したが、下記の件について来年度の具体的施策を町当局に伺う。

- 1、河川、町道の災害復旧について。
- 2、新たな福祉施策について。
- 3、ベイサイドビーチ坂の活用について。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「令和3年度町長施政方針について聞く」の件についてお答えをいたします。

令和3年度は、平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランを着実に実行し、昨年策定した坂町第5次長期総合計画を強力的に推進するため、被災者支援や復旧・復興・強靱化に要する経費はもとより、新型コロナウイルス対策、ICT教育に要する経費などを計上したことにより、過去最大の予算総額といたしました。

予算の執行につきましては、各主要事業の執行計画を立て、進捗管理を行い、着実に執行してまいります。

御質問1点目の、河川、町道の災害復旧についてでございますが、平成30年7月豪雨災害により坂町が行う河川、道路に関する災害復旧工事については、災害査定件数ベースで全体38件のうち、令和3年2月末時点で、うち23件が完成、12件が

工事中、2件が未発注、1件が廃工という状況でございます。

また、工事中及び未発注の案件については、令和3年度の完成を目途に工事や工事発注を進めてまいります。

御質問2点目の、新たな福祉施策についてでございますが、近年、保健・福祉を取り巻く現状は様々な課題が複雑化・複合化しております。このような中、国からは社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備が求められております。このようなことから、まず、令和3年度は本町における福祉の各分野の共通事項を定め、福祉の上位計画として位置づける坂町地域福祉計画を策定をします。

また、施政方針の「誰もが健康で暮らせるまちづくり」にありますように、保健・福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供することができる保健・福祉の拠点の整備について検討していく中で、「地域共生社会」の考え方である地域の課題を「我がごと」として受け止められる地域づくりを推進し、様々な課題や相談に対して「丸ごと」対応していけるよう、各関係機関と協働した包括的な支援体制とし、地域を共に創っていく社会の実現を目指してまいります。

御質問3点目の、ベイサイドビーチ坂の活用についてでございますが、さらなるにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るため、ベイサイドビーチ坂に物販施設を整備し、海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツや背後でのトレッキングの拠点とするとともに、地元特産品の販売や、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への対応として、テレワークをすることができるスペースも併せて整備することにより、町内外へ情報発信する本町のシンボリックな施設とすることといたしております。

令和3年度は第5次長期総合計画のまちづくりの基本テーマである「災害から復興し、みんなにやさしいまち坂町」を目指し、豪雨災害からの一日も早い復旧・復興、新たな福祉施策、人口減少対策、にぎわい創出のための地方創生事業などを着実に推進をさせ、「小さくても光り、輝きのあるまち」となるよう、全身全霊で邁進をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 町長に全部言うてもろたんで、ありがとうございます、本当

に。

ただ、令和3年度、来年度予算に向けて、さっきの町長の本当に意気込みは今も感じました。しかし、坂町がこのたび坂町第5次長期総合計画、坂町国土強靱化地域計画、坂町都市計画マスタープラン、健康さか21とか矢継ぎ早に出してきましたね。だけど、この5次長期計画は11年まで、始まったばかりですね。だから、私が言いたいのは、来年度、令和3年度4月からどこどこをやるのか、そしてどこをやり切るのか、その意気込みをちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これは令和3年度から第5次がスタートするわけでありまして、また、第2次の地方創生もスタートするわけでございます。そういう中で、単年度で何をするかということにつきましては、非常に難しい問題もあろうかと思えます。大きな事業がほとんどでありますので、単年度ではなく、やはり2年とか3年のスパンでこれを完成していく。そして、またそのためには令和3年度で何と何をしていくんだというふうな一応スケジュールですね、取り組もうとしておるのがほとんどであります。

一点、ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出につきましては、今、いろいろと国、県とも協議をいたしておりますけれども、これがごく近い将来、結論が出ると思えますけれども、また議会の皆様に御報告をさせていただくことになろうと思えますけれども、それは何とか令和3年度で一体的な整備ができればいいなということで考えております。

あとの大きな事業につきましては、道路事業もそうでございますけれども、複数年でこれを完成させるという計画でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 2点目の中で、福祉サービスの中で、生活困窮者自立支援の充実とあるんですけど、これが、ただこのたび、生活保護受給者だから、議員も言われましたけど、コロナ発生のために4月から一気に全国で25%アップしたんですね、生活保護者。だけど、増加したんじゃけど、それからあと1年のうちで増加したけど、それしてないんです。なぜしてないのか。これ新聞とか雑誌の受け売りでもあるんですが、我慢して生活保護を受けない人がおるんですね。そして、何かいうたら、これは国も悪いし、行政も実質的は悪かった。どうしてかいうたら、町のほうが、この生

活保護するために来た人をどうも見下して、とにかく世情として、どの雑誌でも新聞でも載つとるけど、生活ができんのは自己責任というような風評が出とるんですね。それで中に本当にやりたい人でも、生活保護を申請したいんじゃないけど、死んでもせんいうのが多くおるんです。それが坂町内でおってもろちゃ困るんよね。

それから、やはりこの生活保護をするためには、行政の方々の中にも、下に膝をついてでも、一緒の膝の年の悪い人、私みたいな年寄りの人、かごんで、対面ぐらいで話をすりゃええんじゃないけど、上目で話をしたんじゃない、高齢者、ましてや60や70ならええけど、80、90になると、上目から話されると、どうしても反感を持つんです。そうすると死ぬまでいいと。

子供でも一緒。子供が親を見るんでも、上から見る子供のところへは親は行きません。その人は多分どこか施設へ入れます。

だから、坂町でこのコロナ禍の中で行政として、その方を見つけてやる。この心意気、それが救済の一つじゃないか思うんじゃないが、その辺ができるかどうか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

生活保護の申請については、コロナ禍においても、坂町の場合は横ばいで推移しております。それは相談にたくさん来られるわけなんですけど、その中でしっかり相談者の話を聞いて、それからどういったことが一番いいんだろうかということで、生活保護に至る以前に就労支援を行ったり、各種給付金のほうを紹介したりして、そちらのほうで自立をしていただくということを進めております。

さらに、どうしても生活保護が必要であれば、生活保護に一旦入っていただいて、生活保護になったとしても、なるべく自立するように支援をして、そういったことで数値としては横ばい状況を続けておると認識しております。

また、生活保護については国民の権利でございますので、町のほうで断ったりというのはございません。しっかり話を聞いて、必要なところに必要な支援が行くように心がけて、そういった支援をしてもらっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） そう言うてもらや、ありがたいんですが、それととにかく、

こういう生活保護者に対して、やはり手を差し伸べてやる心だけは持つって下さい。

それで、次にベイサイドビーチの活用、これを町長もさっき言うところけど、整備、整備と二、三個入れてますけど、私は昔から整備というのは、前には町長も一遍に整備が40ぐらい入った年度が、23年度ですか、ありましたね、施政方針の中。だけど、やはりこのベイサイドビーチ、これをやるのに、建物を造らにゃいけん。けどこのテナントをどのように募集するんか。特に来期も恐らくコロナがまだ続くでしょう。ゼロにはならん。でも坂町は今のところは少ないんじゃないけど、やはりこれを集めると人を集めにゃいけんということになると、この小規模テナント、坂町の商工会とかじゃちょっと無理です。フジぐらいいけばですが、その辺をどのように計画するか。確かに山口県のほうにもあります。その中でも大きいところが入ってやっとなる。運動施設を入れたりして、それから、駐車場もただ。この辺をやはりちょっとやらにゃいけんのと。

それからもう一つは、6月、7月、8月、夏ですね、これから来る夏に対する対応もしていかにゃいけんが、その辺を一遍どのようにテナントを入れる、建物を造るとき、テナントを入れることをつくらにゃ、建物を造っても誰も来んようになるんですよ。ましてや、今のようにコロナがあったら、コロナで今は本当に大変になっとなる中小企業が1店ずつ店舗を入れるのは大変ですから、その辺の計画ができとるのか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども申しましたけども、恐らく今年度内には説明をさせていただくことになろうかと思いますが、いずれにしましても、先ほども答弁で申しましたように、マリンスポーツとかビーチスポーツ、あるいは山登り、トレッキングですね、そういうアウトドアに精通をしておる企業、団体にいろいろとアプローチをしております、今。もうしばらくお待ちください。坂町のほうで誘致をすべく、いろいろアプローチをしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 最後で、町長、前回、7期目にいったとき、29年度ですかね、あのときも町長の施政方針に私が言った質問したのも書いてあるけど、本当に前途洋々だった。それと主要事業も順調な数だったんですね。その翌年、30年の7月

になると、30年も意気揚々だった。ですが、30年の7月災害以降、目も回るように忙しいと思います。ですが、もう3年たちました。去年も3年からが大変と。これからの3年を、あと、町長、今年でもう4年半ですけど、それをいかなる気概でやっていくのか、その町長の気概を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これまでも議会の皆様と一致団結といいたいでしょうか、是々非々のところもございすけれども、坂町民がやはり将来に向かって希望の持てるような施策を進めていくということで、これまでも全身全霊でその計画に基づいて取組に邁進をしてまいりましたが、今後の4年間につきましても、今、第5次長期総合計画でもるる計画を立てておりますし、また、令和3年度の施政方針の中にもいろいろと盛り込んでおります。今日の中国新聞にもいろいろなことが載ってございましたけども、それらを議会の皆様、また、多くの町民の皆様と協働して、将来、坂町に住んでよかった、あるいはまた、これからも町外の人が坂町はええぞと、住もうじゃないかと、住み続けようじゃないかと、こういうまちを、これはずっとゴールがないんですね。努力、努力、チャレンジ、チャレンジ、チャレンジということで取り組んでいく決意でありますので、議会の皆様にも、ぜひともそういう面で叱咤激励を賜れば、これまた元気が出ると思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は3時40分とさせていただきます。

（休憩 午後 3時24分）

（再開 午後 3時38分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、学校運営協議会の設置に伴い、委員の報酬の額について定めるものでございます。

また、その他の職につきましては、表中の職の順を変更するもので、職名及び金額等の改正はございません。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第12号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、広島県が精神障害

者団体や市町からの意見・要望を踏まえ、福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱を改正し、新たに精神障害者保健福祉手帳の1級に該当し、自立支援医療（精神通院）の受給者証の交付を受けている方を医療費補助の対象とするため、条例を改正をいたすものでございます。

また、国民健康保険法第116条に規定する修学中の被保険者の取扱いとして、国民健康保険の被保険者で、修学により児童が住所地を異動している場合、前住所地において対象とするよう条例を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第13号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第13号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正

について」御説明を申し上げます。

坂町ひとり親家庭等医療費支給条例につきましては、国民健康保険法第116条に規定する修学中の被保険者の取扱いとして、国民健康保険の被保険者で、修学により児童が住所地を異動している場合、前住所地において対象とするよう条例を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第14号「坂町介護保険条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第14号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成30年度及び令和2年度税制改正等に伴い、介護保険法施

行令及び介護保険法施行規則の一部改正により、坂町介護保険条例の一部を改正をいたすものでございます。

主な改正内容について御説明を申し上げます。

平成30年度税制改正により、令和2年分の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の控除額が10万円引き下げられることから、第1号被保険者に不利益を生じさせないため、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、10万円を控除する規定を附則第9条に加えるものでございます。

また、令和2年度税制改正により、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る控除が設けられたことから、本控除の規定である「租税特別措置法第35条の3第1項」を第6条に加えるものでございます。

また、介護保険料の所得段階における合計所得金額の基準が見直しされることを踏まえ、これに準拠し、第6条第6号から第9号の規定を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第15号「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第7 議案第16号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第8 議案第17号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第9 議案第18号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」の4議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第6、議案第15号から日程第9、議案第18号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第15号「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」、議案第16号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、議案第17号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、議案第18号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」の4件の条例改正案については、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

このたびの改正は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部改正に伴い改正をするもので、新型コロナウイルス感染症や大規模災害の発生、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年への対応を目的とした令和3年度介護報酬改定の趣旨を踏まえ、国の示す基準に準拠し、改正をいたすものでござい

ます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第15号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第16号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第17号について討論はありませんか。
（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第18号について討論はありませんか。
（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第19号「令和3年度坂町一般会計予算」、
日程第11 議案第20号「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程
第12 議案第21号「令和3年度坂町下水道事業特別会計予算」、日程第13 議
案第22号「令和3年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第14 議案第23
号「令和3年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第10、議案第19号から日程第14、議案第23号までの5議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第19号「令和3年度坂町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

平成30年7月豪雨から2年7か月が経過する中、公共土木施設の復旧は整備完了に向けて着実に進捗しており、また、被災者支援についても、迅速な災害公営住宅の提供などにより、町民生活は落ち着きを取り戻しつつあります。

こうした中、昨年初めからの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界中が大きな困難に直面をしており、その終息はいまだ見通せず、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、令和3年度は「平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プラン」を着実に実行し、令和2年度に策定をした坂町第5次長期総合計画及び第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を強力に推進するため、被災者支援や復旧・復興・強靱化に要する経費はもとより、新型コロナウイルス対策、ICT教育に要する経費などを計上したことにより、対前年度比5.2%増の66億289万9千円の過去最大の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比1.0%減の5億6,282万3千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比26.2%減の2億1,992万3千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額を勘案し、対前年度比0.2%減の12億5,396万2千円を計上いたしました。

19ページの地方交付税、普通交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比1.0%増の8億300万円を計上いたし、特別交付税では、災害派遣職員の受入れに係る特別交付税措置額等を見込み、3,690万4千円を計上いたしました。

22ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料1億1,108万5千円を計上いたしました。

25ページからの国庫負担金、衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業3,331万3千円を計上いたし、28ページの土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業及び都市防災総合推進事業を計上いたしました。

37ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金1億5,061万2千円を計上いたし、大規模事業基金繰入金4億4,020万4千円を計上いたしました。

43ページの町債は5億90万円を計上いたしました。このうち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

44ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

53ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理に係る経費等を計上いたし、55ページからの企画費では、第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業及び空き家改修等支援事業を計上いたしました。

58ページの総務管理費、災害対策費では、災害派遣職員の受入れ及び豪雨災害犠牲者追悼式典の開催に要する経費を計上いたしました。

75ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

80ページの社会福祉費、災害対策費では、地域支え合いセンターの運営経費を計上いたしました。

84ページからの児童福祉費、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営経費を計上いたしました。

87ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

92ページからの衛生費、予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を計上いたしました。

99ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

101ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

111ページの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業、都市防災総

合推進事業及び都市再生整備計画事業を計上いたしました。

112ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

116ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金を計上いたし、公園費では、都市防災総合推進事業を計上いたしました。

119ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

121ページの排水路費では、町内排水路改良事業を計上いたしました。

122ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたしました。

127ページの消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

128ページからの教育費では、子供たちが自ら志を立て、強い精神力をもって努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力・技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

145ページからの社会教育費では、子供から大人まで、町民一人一人が自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活を推進できる環境を提供する予算を計上いたしました。

154ページからの保健体育費では、メキシコオリンピックチーム直前合宿の運営に対する補助金等を計上いたしました。

164ページの災害復旧費では、道路橋梁の災害復旧費を計上いたしました。

165ページの公債費は、償還計画に基づき計上いたしました。

以上で予算の大要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、質問の都度、私なり副町長、教育長、技監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第20号「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、令和2年度医療給付費の実績並びに国、県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、対前年度比2.4%減の12億3,167万1千円の予算総額といた

しました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入で、11ページから12ページにかけての国民健康保険税2億639万4千円は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の収入見込額を計上いたしました。

13ページの県支出金、県補助金9億3,138万1千円は、県からの通知及び医療費と保健事業費の見込みに基づき試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金9,358万6千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページの総務費、総務管理費433万4千円は、電算共同処理業務などの委託料296万3千円が主なものでございます。

17ページの徴税费257万5千円は、国民健康保険税システム改修に要する費用が主なものでございます。

18ページの保険給付費、療養諸費8億665万1千円、19ページの高額療養費1億600万3千円は、令和2年度の医療費実績に基づき試算し、計上いたしました。

20ページの出産育児諸費294万2千円、葬祭諸費60万円は、それぞれ見込額を計上いたしました。

21ページの国民健康保険事業費納付金医療給付費分2億542万8千円、後期高齢者支援金等分6,484万9千円、介護納付金分1,700万2千円は、県からの通知により計上いたしました。

22ページの保健事業費463万7千円は、後発医薬品差額通知委託料及び糖尿病予防指導業務の負担金が主なものでございます。

23ページの特定健康診査等事業費1,214万2千円は、特定健康診査及び特定健康診査未受診者勧奨業務の委託料が主なものでございます。

24ページの諸支出金、償還金及び還付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第21号「令和3年度坂町下水道事業特別会計予算」について御

説明を申し上げます。

令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比1.1%増の6億6,023万5千円といたします。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書11ページからの歳入でございますが、分担金及び負担金、下水道事業受益者負担金28万4千円、使用料及び手数料、公共下水道使用料2億5,100万円は、試算の上、計上いたしました。

12ページの国庫支出金、事業費国庫補助金1,800万円は、各事業の見込みにより計上いたし、繰入金、一般会計繰入金2億4,156万1千円は、試算の上、計上いたしました。

13ページ、諸収入、水洗便所設備資金貸付金元利収入14万5千円は、貸付金の償還金でございます。

町債、事業債1億4,850万円は、各事業の見込みにより計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

14ページからの総務費、一般管理費、需用費1,441万2千円では、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の光熱水費及び修繕料が主なもので、その他につきましては付記説明のとおりでございます。

15ページの委託料では、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費、使用料徴収業務費及び坂町公共下水道事業企業会計移行業務をそれぞれ計上いたしました。

負担金補助及び交付金9,442万3千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり各協会への負担金等でございます。

16ページの事業費、公共下水道整備費では、管渠他長寿命化工事費及び汚水管渠工事費4,300万円を計上いたし、呉市公共下水道建設負担金2,000万円を計上いたしました。

流域下水道整備費では、太田川流域下水道建設負担金365万6千円を計上いたしました。

17ページの公債費4億724万4千円は、起債借入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第22号「令和3年度坂町介護保険事業特別会計予算」について

御説明を申し上げます。

本予算は、令和2年度保険給付費の実績に基づき試算を行い、対前年度比1.1%減の13億9,228万4千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの保険料、介護保険料2億5,411万2千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金2億3,127万円、国庫補助金9,951万3千円、支払基金交付金3億5,995万6千円、13ページの県支出金、県負担金1億8,541万2千円及び県補助金1,483万6千円は、保険給付費の見込額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金2億645万8千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページから17ページにかけて、総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,337万6千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対するサービス給付費11億8,380万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者に対するサービス給付費3,220万1千円を計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費2,001万円は、利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス等費4,317万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費として4,200万6千円、一般介護予防事業費として891万3千円をそれぞれ試算し、計上いたしました。

23ページの包括的支援事業・任意事業費4,391万円は、地域包括支援センター等委託事業が主なものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第23号「令和3年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上したもので、対前年度比0.01%増の1億8,608万2千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料1億4,310万3千円は、広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金4,245万6千円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、徴収費80万円は、保険料徴収に係る事務経費等を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金1億8,428万1千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第19号から議案第23号までの5議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を11人とする令和3年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本案は令和3年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和3年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私を除く、1番向田議員、2番

安竹議員、3番光岡議員、4番主枝議員、5番奥村議員、6番柚木議員、7番出下議員、8番瀧野議員、9番大田議員、10番中議員、11番中川議員の11名を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和3年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告をしてください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時21分)

(再開 午後 4時21分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に中川議員、副委員長に光岡議員が選任されましたので、よろしくお願いをいたします。

お諮りします。

令和3年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月5日午前11時までとすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を3月5日午前11時までとすることに決定をしました。

お諮りします。

令和3年度予算審査特別委員会の審査の間、本議会は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本議会は3月3日、3月4日の2日間は休会とすることに決定をしました。

それでは、本日はこれをもって散会とします。

再開は、3月5日午後1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後4時22分）